2007年フランス大統領選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 304 (Jul 12,2007)

財団法人自治体国際化協会 (パリ事務所)

目 次

はじめに

概	要	••••		••••			• • •				• • •		• • •	• • •	• • •			••		• • •	• • •		••••	•••		• • • •	• • • •		• • • •	 •	i
第	1	章	フ	ラン	ンス	くき	よ和	国	の	_	般	概	要、		大i	統	領(の	概	要										 •	1
	第	1 飲																													
		1	人																												
		2	玉	土																										 •	1
		3																													
		4	地	方制	削度	F.																								 . :	2
		5	主	な画	女党	ŕ.												• •												 . :	2
	第	2 飲	ī	フラ	ラン	ノス	、共	和	国	大	統分	領	概多	要												• • • •				 . ;	3
		1	任	期				• • •												• • •										 ٠ ;	3
		2	選	出									• • •					• •								• • •				 . ;	3
		3	権	限				• • •					• • •		• • •			• •		• • •				• • •		• • •				 • 2	4
		4	第	5 ±	 丰利	口伟]歴	代	大	統	領		• • •					• •					• • • •			• • •				 	4
第	2	章	20	07	年	フ	ラ:	ンフ	スナ	お	铊	建	【学					• •					• • • •	• • •		• • •	• • • •		• • • •	 . (6
	第	1 飲	ī	選		科	Ē .	• • •		• • •			• • •		• • •	• • •		• •		• • •			••••	• • •		• • •				 . (6
		1	立	候補	前に	- 业	公要	な	50	00	人	0)	推	薦	人	署	名	• •					• • • •	• • •		• • •	• • • •			 . (6
		2	選	挙さ	トキ	ノン	/ ^°	<u>`</u> —	ン	• • •			• • •					• •		• • •			• • • •	• • •		• • •	• • • •		• • • •	 • ′	7
		3	選	挙0	うま	€旅	<u>i</u> .	• • •		• • •	• • •	• • •	• • • •		• • •	• • •		• •		• • •			• • • •	• • •		• • •	• • • •		• • • •	 . ;	8
		4																													
	第	2 飲																													
		1	主	要	1 仮	存補	す者	(D)	顏	<i>\$</i> ;	ħ		• • •			• • •		• •		• • •			• • • •	• • •		• • •	• • • •			 . (9
	第	3 飲																													
		1	サ	ルコ	コシ	ジ値	*補	j .		• • •	• • •	• • •	• • •		• • •	• • •		• •		• • •			• • • •	• • •		• • •	• • • •		• • • •	 • 1	0
		2																													
		3																													
		4																													
	第	4 飲																													
		1																													
		2																													
		3																													
		4																													
	第	5 飲																													
		1	サ	ルコ	コシ	シ仮	き補	j٤	口	ワ・	イ・	7	ル作	戻 🧵	補(\mathcal{D}	支扌	寺:	率台	争し	1	• • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	 . 2	23

		2	バイ	ルー	- 旋	風	と失	速 …							 	 24	
第	3																
	第	1 節															
		1	第 1	次:	ンラ	ク ī	政権								 	 25	
		2	第 2	次:	ンラ	ク ī	政権								 	 28	
	第	2 節	ジ	ヤ	ック		シラ	クとし	ハう人	物につ	ついて	·			 	 29	
第	4	章	主な	争点	点に	つ	いて								 	 31	
	第	1 節	雇	用問	問題										 	 31	
		1															
		2	若者	の福	あい	失	業率				• • • • • • •				 	 32	
		3	初期	雇月	刊契	約	(C)	PE) ½	尊入と	大規	模デモ				 	 32	
	第	2 節	治	安	• 移	民	問題				• • • • • • •				 	 33	
		1	フラ	ンフ	スに	おし	ける	移民			• • • • • • •				 	 33	
		2	2005	5 年	秋に	2発	生し	_レ た移	民系者	告者ら	による	る郊外	卜暴重	釛	 	 34	
		3	暴動	が多	発生	し	た背	景 …							 	 34	
		4	政府	の対	寸応										 	 34	
		5	継続	的力	よ取	組	みの	必要怕	生						 	 35	
	第	3 節	U.	Εを	· め・	ぐる	5問	題							 	 35	
		1	UE :	憲法	条約	約排	比准	否決の	背景		• • • • • • •				 	 35	
		2	UE á	憲法	まにす	対す	ナる	各候補	前の姿	勢 …	• • • • • • •				 	 37	
第	5	章	投票	結身	果 …						• • • • • • •				 	 38	
	第	1 節	第	1 [回投	票	結果				• • • • • • •				 	 38	
		1	各候	補者		得	票結	果 …			• • • • • • •		• • • • •		 	 38	
		2	地理	別の	り特	徴	• • • •	• • • • • •			• • • • • • •		• • • • •		 	 38	
		3	選挙	結り	果の	特征	數·			• • • • • • •	• • • • • • •				 	 40	
		4	電子	投具	票 …	• • •	• • • • •	• • • • • • •			• • • • • • •		• • • • •		 	 41	
	第	2 節	第	2 [回投	票し	こ向	けた動	動き …		• • • • • • •				 	 42	
		1	バイ	ルー	一候	補	支持	者の国	取り込	みに[向けた	動き	• • • • •		 	 42	
		2	テレ	ビ言	寸論	会					• • • • • • •				 	 42	
	第	3 節	第	2 [刯投	票	結果								 	 44	
		1	各候	補者		得	票結	果…							 	 44	
		2	地理	的力	よ特	徴	• • • •								 	 44	
		3	選挙	結り	果の	特征	數·								 	 44	
第	6	章	これ	かり	် တ	フ	ラン	ス …							 	 47	
_	_																
参	考	資料	2	• • • •		• • •	• • • • •				• • • • • • •				 	 5 3	
参	考	文献				• • •	• • • • •				• • • • • • •				 	 57	

はじめに

フランスでは 2007 年 4 月から 5 月にかけて 5 年ぶりに大統領選挙が実施され、ニコラ・サルコジが当選、新大統領に就任した。安倍首相と同年齢の 52 歳で、ジャック・シラク前大統領より 20 歳以上若いニューリーダーの登場である。

今回の選挙は、様々な点で今までの大統領選挙以上に注目された選挙であった。 理由は大きく3つ挙げられる。

一つ目は、2005 年以降、フランスがそれまで抱えてきた問題が表面化するような出来事が相次いで発生し、今後どのように対応していくか注目されていた事である。国民投票における UE(英訳 EU、「欧州連合」のこと)憲法批准の否決(2005 年 5 月)や、移民系若者らによる大都市郊外における深刻な暴動の発生(同年 $10\sim11$ 月)、若者の高失業率改善策をめぐる騒動(2006 年 3 月)は、それらが根深い問題でかつ、解決が一刻も望まれている問題であることを明らかにした。

二つ目は、1995 年から続いたシラク政権 12 年間で閉塞感を抱いていた多くの国民が、変化を求めた事である。特に雇用面において、フランスの大きな特徴である週 35 時間労働制を引き続き維持すべきか労働時間延長に向けた環境を整備していくか。グローバル化が進み、UE に新規加盟した旧東欧諸国やアジアの国々の安い労働力に対抗していくためにどうすべきか。企業の国外移転のケースを目の当たりにし、多くの国民が現状からの変化が必要であると認識していた。

そして最後に、候補者の中にそうした国民の期待に応えることができると感じさせる若いリーダーが、セゴレーヌ・ロワイヤルやフランソワ・バイルーなど何人かいたことである。特に女性として初めての有力な大統領候補となったセゴレーヌ・ロワイヤルの登場は、これからのフランス政治における新しい時代の始まりを感じさせた。

同じ先進国である日本は、フランス同様グローバル化への対応や外国人居住者への対応などの課題を抱えている。今回の選挙戦を通じて各候補者が示したそれらへの解決策、そしてこれからのフランスの取り組みは、今後の日本が進むべき方向に対して大きな示唆を与えてくれるものである。

本レポートを作成するにあたり、当事務所では日仏職員からなる「大統領選挙対応 チーム」なるものを結成し、それぞれが収集した関連情報を持ち寄りながら、国民が 選挙に対して何を求めているのか、そしてその背景について議論を重ねた。

国民はなぜサルコジ新大統領を望んだのか?そしてその背景には何があったのか? これからフランスはどこへ向かおうとしているのか?

本レポートがそうした疑問を解決する上で少しでもお役に立てれば幸いである。

(財) 自治体国際化協会パリ事務所長

概要

本レポートは、まずフランスの一般的な概要や大統領の概要について論じた後、2007年フランス大統領選挙について、制度、主要候補者の顔ぶれ、主な争点、そして投票の結果などについて取り上げた。

第1章 フランス共和国の一般概要、大統領の概要

まず、フランス共和国の人口や国土、政治体制など一般概要を取り上げた後、大統領の概要について述べる。

次にフランスの大統領について、任期、選出方法や与えられている権限などの概要のほか、1958年の第5共和制開始以降の、シャルル・ド・ゴール以下歴代大統領について解説した。

第2章 2007年フランス大統領選挙

はじめに、今回の選挙の日程や選挙キャンペーンの概要などについて述べる。

続いて第1回投票に向けて立候補した12名うち、国民からの支持が特に高かった4名(ニコラ・サルコジ候補、セゴレーヌ・ロワイヤル候補、フランソワ・バイルー候補、ジャンマリー・ルペン候補)に焦点をあて、その経歴や立候補に至る経緯、昨年末からの支持率の動きを追った。

最後に、雇用政策、移民政策など項目ごとに各候補者の公約を整理した上で、雇用 政策における各候補者の違いについて取り上げた。

第3章 シラク政権の12年間について

選挙争点に入る前に、1995年から2007年まで続いたシラク政権の12年間を振り返る。シラク政権を検証することは、争点の背景を理解することでもあるからである。

1995年から 2002年までの第1次シラク政権では、財政赤字削減を行い欧州通貨統合を果たす一方で、1997年の国民議会議員選挙で野党に敗北。その結果、7年の任期中5年間を保革共存下で政権運営を行うこととなった。

2002年の大統領選挙では、極右のルペン候補を相手に圧倒的な支持で再選を果たすもののその後の支持率は低迷。欧州憲法批准をめぐる混乱や移民系若者らによる郊外暴動、若者を対象にした初回雇用契約導入 (CPE) をめぐる大規模なストライキなどが続いた結果、ついに不支持率が8割を超えるまでの事態となり、3選を断念せざるを得なかった。

第4章 主な争点について

主な争点として、雇用問題、治安・移民問題、UE(英訳 EU、欧州連合のこと)をめぐる問題について取り上げた。

雇用問題では、24歳以下の若年層の失業率が他の年齢層より格段に高いこと、その

改善に向けて政府が導入しようとした初回雇用契約 (CPE) が国民に受け入れられなかった経緯などについて解説した。

治安・移民問題では、2005年秋にパリ等大都市郊外で発生した移民系若者らによる 暴動を取り上げ、その背景、政府の対応などについて取り上げた。

最後に UE をめぐる問題については、2005 年 5 月の UE 憲法批准を否決した国民投票を取り上げ、否決に至った原因について探った。

第5章 投票結果

2007 年 4 月 22 日 (日) に実施された第 1 回投票では、事前の予想どおりサルコジ候補とロワイヤル候補が高い得票率を得た。バイルー候補は敗れたものの 20%近くの得票率で、第 2 回投票に向けて重要な鍵を握ることとなった。ルペン候補は支持者の多くがサルコジ候補に流れた事もあり、第 2 回投票に進んだ前回の 2002 年の選挙の再現とはならなかった。

第2回投票に向けた動きとして、バイルー候補支持者の取り込みに向けた両候補の 取組みや、両候補によるテレビ討論会について取り上げた。

5月6日(日)に実施された第2回投票では、サルコジ候補が53.06%を獲得して勝利を収めた。社会党は1995年以降、3回連続して大統領選挙で敗れた。

注目されたバイルー候補支持者の票は、両候補にほぼ同数ずつ分かれ、ロワイヤル 候補にとっては敗因の大きな原因の一つとなった。

巻末には参考資料として、各県ごとの候補者ごと得票数について掲載した。

第6章 これからのフランス

2007年5月17日、ニコラ・サルコジ新大統領が就任した。

内政、外政において今後、新大統領が取り組むべきもの、今回の選挙で国民が求めたもの、そして同じ先進国である日本がフランスから学ぶものなどについて考察を行った。

第1章 フランス共和国の一般概要、大統領の概要

第1節 フランス共和国の一般概要

1 人 口:約6,101万人(2006年1月現在)

2 国 土:コルス島を含む本土 (55 万 2 千平方 km) と、4 つの海外県、4 つの海 外領土、2 つの領土共同体¹から構成。

3 政治体制

フランスは、1789年の大革命以来、立憲君主制や共和制、帝制など様々な憲法制度 を経て、今日、第5共和制を迎えている。

行政、立法、司法はそれぞれ以下の体制となっている。

(1) 行政

大統領の下に、首相や各省大臣、特別問題担当大臣などからなる内閣が置かれている。

大統領は内閣に対して、首相や大臣の任免、閣議の主宰を行うほか、国民議会の解 散権を持つ。

首相は議会多数派から選出される。党派の異なる大統領と首相の共存は「コアビタシオン」と呼ばれ、第5共和制においてこれまでに3回生じている。

(2) 立法

国会は上院と国民議会の2院制で構成される。

このうち国民議会には政府の信任・不信任手続き予算法案審議に関する優先権が認められるなど、上院に対して大きな優位が認められている。

国会は伝統的な立法権限並びに予算採決権のほか、政府の活動に対するコントロール、憲法改正、一定の外交上の権限等を有するが、憲法上一定の制約が設けられている。

国会が内閣に対して不信任決議を行うことができるものの、大統領による議会の解散や憲法による一定の制約が設けられている状況は「半大統領制」とも言われている。

(現在の議会の政党別議席数等は表1参照)

(3)司法

私人間の訴訟を審理する司法裁判所、私人と国や地方団体等との訴訟を審理する行政裁判所、大統領が審署前の法律や批准前の条約の合憲性の審査や全国規模の選挙(大統領選挙など)および国民投票の適法性審査等を行う憲法評議会から構成される。

海外領土:ヌーヴェル・カレドニー、仏領ポリネジー、ワリス・エ・フトゥナ諸島、南極 大陸内領土

領土共同体:マイヨット、サン・ピエール・エ・ミクロン

¹ 海外県:グアドループ、マルティニック、ギュイアンヌ、レユニオン

4 地方制度

表 1

フランスの地方制度は3層(州、県、コミューン)で構成される。

州は26(本土に22、海外に4)、県は96、コミューンは約36,500存在する。

コミューンが中世、そして県が大革命からの歴史を持つ単位であるのに対して、州 は古くても第2次世界大戦時、公選の議会と長が設置されたのが1983年とかなり新し V10

それぞれが担う業務の詳細についてここでは触れないが、州には州経済等に対して 意見諮問する機関として州経済社会委員会が設置されている。

		国民議会	上院
任	期	5 年	6年(3年ごとに 1/2 ずつ改選)
選	出	1 277 W (Iv)	州・県・コミューン議員等からの

フランス議会の状況

1 期	3 平	6 年 (3 年 ことに 1/2) * 7 以選)
選出	小選挙区制	州・県・コミューン議員等からの
方 法	小選挙位前	間接選挙
議席数	577	331
次期改選	2007年6月2	2008年9月3

次期改選		2007年6月2					
	席	政党名 国民運動連合 (UMP) 社会党 (PS) 7ランス民主連合 (UDF) 共産党 (PC) 無所属	議席 359 149 29 21 14				
		空席	5				

政党名	議席
国民運動連合(UMP)	155
社会党 (PS)	97
中道連合	32
共産党 (PC)	23
民主・欧州連合	17
無所属	7

(2007年5月現在)

5 主な政党 () は略称

(1) 国民運動連合 (Union pour un mouvement populaire、UMP と略)

2002年に結成。シラク大統領が、ド・ゴール派による政党として1976年に結成し たフランス共和国連合(RPR)と、フランス民主運動連合(UDF)の一部、自由民主 党が結集して結成された。

党首はニコラ・サルコジ。

(2) 社会党 (Parti-Socialiste、PSと略)

第3共和制下の「労働者インタナショナル・フランス支部」(SFIO) を前進として

² 次期国民議会選挙は、新大統領が就任した直後の 2007 年 6 月 10 日、17 日に実施される。

³ 州・県・コミューン議員選挙実施が大統領選挙実施の影響から 2007 年から 2008 年に延期さ れたことに伴い、改選も2008年に延期された。

1969年結成。1971年来、左派共闘路線を打ち出した。

党首は、フランソワ・オランド。(セゴレーヌ・ロワイヤル候補のパートナー)

(3) フランス民主連合 (Union pour la démocratie française、UDF と略)

1978年、当時、大統領であったバレリー・ジスカールデスタンが、ド・ゴール派以外の右ブロック諸党を結集して結成した政党。

党首はフランソワ・バイルー。

(4) 共産党 (Parti Communiste française、PCと略)

1920年、SFIO から革命派が分離独立して結成した政党。

党首はマリージョルジュ・ブフェ。

(5) 国民戦線 (Front National、FNと略)

1972年、極右勢力として結成された政党。

党首は創立以来、ジャンマリー・ルペン。

移民排斥など極端な主張を掲げ、長年、注目されてこなかったが、2002 年大統領選挙において、他の有力候補を押しのけて決戦投票まで進み、一躍注目を浴びるようになった。

第2節 フランス共和国大統領概要

1958年10月に交付・施行されたフランス第5共和国憲法(以下、「憲法」)第5条において、フランス共和国大統領は、「公権力の適正な運営と国家の継続性を確保するための仲裁者であり、また国の独立、領土の一体性、条約の尊重の保障者である」と規定され、まさにフランス統治の中心として据えられている。

その大統領の任期、選出等は以下のとおりとなっている。

- 1 任 期:5年4(再選、三選等の禁止の規程はない)
- 2 選 出:国民の直接普通選挙5

第1回投票において有効投票の過半数を得た候補がいない場合は、14日 後に上位2名による第2回投票が行われ、相対多数を得た候補が当選す る。

- (1)被選挙人資格:選挙人資格を有する満23歳以上のフランス人
- (2) 選挙人資格:満18歳以上のフランス人
- 3 権 限:憲法に規定される主な権限は下記のとおり

^{4 2000} 年 9 月 24 日の国民投票の結果、有効投票の 73.21%の賛成により、大統領の任期が 7 年から 5 年に短縮。

⁵ 1962 年 10 月 28 日の国民投票の結果、有効投票の 62.25%の賛成により大統領選出が直接普 通選挙によることとされた。1958 年第 5 共和制憲法制定当時は、国会議員・地方議員等に よる間接選挙により選出されていた。

首相及び大臣の任免(8条)

閣議の主宰(9条)

法律の審署(10条)

重要な条約の批准の承認を目的とする法律案などの国民投票への付託

(11条)

国民議会の解散(12条)

オルドナンス6およびデクレ7の署名、文・武官の任命(13条)

外国に派遣する大使および特使への信任状の授与(14条)

軍隊の統帥(15条)

非常事態措置権(16条)

恩赦 (17条)

教書による国会の両院への意思の伝達(18条)

憲法評議会構成員(9人のうち3人)の任命(56条)

4 第5共和制歴代大統領

1958年に第5共和制が開始し、初代大統領シャルル・ド・ゴールを含めこれまでに5人の大統領が就任している。

(1) シャルル・ド・ゴール (1958-1969)

第2次世界大戦において、「自由とフランス運動」を率い、フランスを占領したナチスに対して国外から抵抗し、連合軍と共にフランス解放を成し遂げた。

第4共和国末期(1958年)に首相に任命され、第5共和国憲法起草の中心的役割を 果たす。

第5共和国憲法が制定された当時、「ド・ゴール憲法」あるいは「ド・ゴールの寸法 にあわせて仕立てられた憲法」と称されたほど、ド・ゴールの基本構想に依拠してい た。第3共和制以来の議会中心主義から大統領中心主義へと転換を図ったのが特徴。

1962年に国民投票を実施し、国民による直接普通選挙制を実現した。

1965年に実施された初の普通選挙において、フランソワ・ミッテラン(社会党)を破り当選した。

1969年4月、上院・地方行政改革の国民投票で敗れたのを機に辞任。

(2) ジョルジュ・ポンピドゥ (1969-1974 任期途中で死去)

⁶ 立法の対象となる事項は、法律事項と命令事項に分類されるが、国会の有する立法権の範囲は憲法に限定列挙されている事項に限られる。さらにこの法律事項についても、特定の事項に関し、期間を限定して国会は授権法の形で政府に立法権を委任することができる。この委任に基づく命令をオルドナンスという。国会が承認するまでオルドナンスは執行権の行為として命令の性質をもち、国会の承認後は法律の性質を持つ。

⁷ 大統領・首相が行う行政立法の行為形式。法律を制定することのできない領域すなわち命令 事項について固有の行政立法として制定されるものと、法律の施行令として制定されるもの がある。

第5共和制移行の立役者であった前大統領の後を誰が受け継ぐのか。その後継者が注目された選挙において、第1回投票で有効投票の44.5%の高い得票8、第2回投票でも58.2%の得票で当選、第5共和制第2代大統領に就任した。

1974年4月2日、病のため死去。

(3) バレリー・ジスカールデスタン (1974-1981)

前大統領の死去を受けて実施された選挙において、第1回投票で左派のフランソワ・ミッテラン候補に得票率でわずかながら敗れたものの、第2回投票で右派勢力が結集して当選。9

再選を目指した 1981 年の選挙では、逆に、第1 回投票でミッテラン候補を上回ったものの第2 回投票で破れた。10

(4) フランソワ・ミッテラン (1981-88、1988-1995)

第5共和政初めて左派の社会党の大統領として就任。

1986年3月の総選挙で与党社会党が敗北し保守派のシラク首相(当時)が就任した結果、第5共和制初のコアビタシオンの状況が発生した(1988年5月総選挙まで)。

1993年3月の総選挙で再び、与党社会党が敗北し保守派のパラデュール首相が就任した結果、1993年5月から2度目のコアビタシオンの状況が発生した(1995年5月の大統領選挙まで)。

(5) ジャック・シラク (1995-2002、2002-2007)

1995年の大統領選挙にて、同じ保守派のパラデュール元首相を破り当選。

1997年6月の国民議会の解散総選挙で与野党が逆転しジョスパン首相(社会党)が就任、第3次コアビタシオンが開始された(2002年6月の総選挙まで続く)。

2000 年に国民投票を実施し大統領の任期を7年から5年に短縮した。これにより、 国民議会議員選挙の改選時期と同じ周期となるため、コアビタシオンの状況が発生す る可能性は以前より低くなった。

2003年に発生したイラク戦争では一貫して反対の立場を表明して、アメリカやイギリスと対立した。この姿勢に多くの国民が支持した。

2007年3月に、次期大統領選挙に出馬しないことを表明。

大の親日家として知られ、訪日回数は公私にわたり45回以上にのぼる。

^{* 1965}年に初めて実施された選挙の第1回投票のド・ゴール大統領の得票率 44.6%に次ぐもの。

⁹ 第 1 回投票得票率: ジスカールデスタン候補 32.6%、ミッテラン候補 43.2%。 第 2 回投票得票率: ジスカールデスタン候補 50.8%、ミッテラン候補 49.2%

 $^{^{10}}$ 第 1 回投票得票率: ミッテラン候補: 25.9%、ジスカールデスタン候補 28.5% 第 2 回投票得票率: ミッテラン候補: 51.8%、ジスカールデスタン候補 48.2%

第2章 2007年フランス大統領選挙

第1節 選挙日程

大統領選挙は、憲法第7条において手続きが定められており、その実施は現職大統領の任期満了日の前20日から35日以内に実施することとされている。

2007年に実施される大統領選挙の日程は、憲法評議会によって下記のとおり決定された。

表 2

月 日	スケジュール
2007 年	 投票日などを定めたデクレの公布
2月22日(木)	
3月16日(金)18時	立候補に必要な 500 名の推薦人署名提出締切り
3月20日(火)	大統領選挙立候補者を官報により公示
4月 9日 (月)	大統領選挙キャンペーン開始
4月10日(火)	各候補者への署名者の公表
4月20日(金)	大統領選挙キャンペーン終了
4月22日(日)	大統領選挙第1回投票
4月25日(水)	大統領選挙第1回投票結果発表
4月27日(金)	大統領選挙第2回投票候補者リスト発表
4月28日(土)	大統領選挙キャンペーン開始
5月 4日(金)	大統領選挙キャンペーン終了
5月 6日 (日)	大統領選挙第2回投票
5月10日(木)	大統領選挙第2回投票結果発表
5月17日(木)	新大統領就任

1 立候補に必要な500人の推薦人署名

各立候補者は、国会議員、県議会議員、パリ市議会議員、海外領土の議会議員または州・県・コミューンの首長からなる少なくとも 500 人以上に推薦の署名をされなければならない。(推薦資格者は少なくとも 47,300 人にのぼる。)

この署名制度は、直接選挙制度が導入された1962年に導入されたもので、大統領選挙を政党政治から切り離すことと、候補者の乱立を防ぐ目的がある。

署名は、憲法評議会のアレテで書式が定められた書類によって行われる。

フランスでは国会議員が州などの首長を兼職している者もいるが、推薦できるのは 1人のみである。 500人の署名は、少なくとも異なる30以上の県または海外領土から選出された人々からでなければならないうえ、一つの県や海外領土などにおいて署名数の10分の1 (500人の署名の場合は50人)を越えて集めることはできない。¹¹

2 選挙キャンペーン

(1) ポスターの掲示

各候補者は、ポスターを指定の場所に掲示する。

今回の選挙の場合、投票所となる約85,000の公的施設の近くに設置された掲示板に、 各候補のポスターが掲示された。費用は全て国が負担する。

日本と違い、候補者のポスターの毀損に対する罰則がないこともあり、選挙キャンペーン後半になると、候補者によっては被害を受けたポスターも見られた。

(2) テレビ、ラジオにおける放送

各候補者は選挙キャンペーン中、公共テレビ、公共ラジオにおいて、各 45 分ずつ政 見放送を行うことができる。費用はポスター同様全て国が負担する。

今回の選挙では、テレビ5チャンネル、ラジオ2チャンネルで政見放送を行った。 第2回投票前には、2人の候補者はテレビ、ラジオで各2時間ずつ政見放送を行う。 テレビ局、ラジオ局は立候補者が出揃った3月20日以降、それぞれの候補者を偏り がないよう均等に放送しなければならない。

そして、選挙実施日2日前からは、有権者に熟慮の時間を与えるとの狙いから、テレビ、ラジオにおける、大統領選挙関連の放送が一切禁止される。

(3) 国による選挙運動費用の払戻

今回の選挙では、候補者が第1回投票の選挙キャンペーンに使える資金の上限は1,616万ユーロ。第2回投票まで進出した候補者は第1回分も含めて2,150万ユーロが上限と定められている。

資金調達について、個人からの寄付は一人あたり 4,600 ユーロを上限として認められているが、企業や組合、アソシアシオン¹²からの寄付は禁止されている。

国は、各候補者のテレビ・ラジオでの政見放送に係る費用、マニフェストの印刷費用、公式ポスターの印刷並びに掲示に係る費用について直接負担する。

加えて選挙後に、全立候補者に対して、キャンペーンに係る資金の 20 分の 1 (つまり 80 万 8,000 ユーロを上限)として払い戻すほか、第 1 回投票で 5 %以上の得票を獲得した候補者には、資金の 2 分の 1 (第 1 回投票敗退者は 808 万ユーロ、第 2 回投票進出者は 1,079 万ユーロが上限)が払い戻される。

各候補は、バランスシートを作成し、選挙終了後に提出しなければならない。国は 内容を確認し適正と認めた場合、払戻を行う。

¹¹ 大統領の直接選挙が制定された 1962 年当時は、異なる 10 以上の県または海外領土から選出された 100 人以上の推薦人が必要であったが、1976 年に現行規定に引き上げられた。

^{12 1901} 年法に規定され、利益を分かち合う以外の目的で、知識、活動を永続的に分かち合う ことを協定したものが構成する私法上の団体。

(4) 現行制度が抱える問題点

テレビ、ラジオにおける、各候補者の平等な取り扱いについては上述のとおりであるが、新聞はこの対象に含まれない。

そのため、新聞紙上では各候補者の動静の取り上げ方がかなり異なるほか、主要候補への支持率調査結果も、第1回投票の場合、選挙実施直前の4月20日まで掲載されていた。

また、テレビ、ラジオにおける公平な取り扱いを重視するあまり、12名と多数が立 候補した今回の選挙では、候補者一同による討論会の実現は不可能となった。

討論会により、各候補の公約を比較することは、多くの有権者が望んでいたが、有権者に偏りのない情報提供を行うための公平性の原則が、逆に討論会開催の障害となった。

3 選挙の実施

投票は午前8時から午後6時まで実施される。各県の判断により投票の開始、終了時刻を変更することができる。しかし午後8時までには終了しなければならない。投票時間は刊行物などにより掲示される。

海外県、海外領土、在外公館で実施される選挙は前日(4月21日、5月5日)に実施された。

なお今回の選挙では、大統領選挙で初めて、一部投票所で電子投票が実施された。 画面に触れて候補者を選ぶタッチパネル式の機器約1,700台が82市町村に設置された。

4 登録有権者数

有権者は、18歳以上のフランス人で2006年12月末までに選挙人登録をする必要がある。今回は、前回選挙に比べ選挙人登録数が約10%増加し約4450万人にのぼった。この伸び率は1981年選挙の増加率3.7%を上回るもので、有権者にとっても今回の大統領選挙が非常に関心が高いものであることがうかがわれた。

表 3

選挙が実施された年	1981	1988	1995	2002
登録有権者数(第2回投票時)	36, 398, 762	38, 168, 869	39, 976, 944	41, 191, 169
候補者数	10	9	9	16
総費用 (単位:100 万ユーロ)	47. 6	114. 4	133. 5	200, 5
登録有権者一人当たり費用	1.31 €	3 €	3.34 €	4.86 €

(出典:憲法評議会ホームページ)

第2節 立候補者の顔ぶれ

3月 16 日 18 時までに 12 名の候補者が、立候補に必要な 500 名の推薦人署名を憲 法評議会に提出した。これは、推薦人が 100 人から 500 人に引き上げられた 1981 年 の選挙以降、2002年の16人に次いで多い結果となった。

候補者は以下のとおりである。(順番は立候補者公示の順)

表 4

	立候補者氏名	所属政党	出馬回数
1	オリビエ・ブザンスノ	革命的共産主義者同盟	1
		(LCR)	1
2	マリージョルジュ・ブフェ	共産党 (PC)	初
3	ジェラルド・シバルディ	市町村による候補(労働者党)	初
4	フランソワ・バイルー	フランス民主連合 (UDF)	1
5	ホセ・ボベ	反グローバル主義運動家	初
6	ドミニク・ボワネ	緑の党	1
7	フィリップ・ドビリエ	フランスのための運動	1
		(MPF)	1
8	セゴレーヌ・ロワイヤル	社会党 (PS)	初
9	フレデリック・ニウ	狩猟・釣り・自然・伝統党	初
10	ジャンマリー・ルペン	国民戦線 (FN)	5
11	アルレット・ラギエ	労働者の戦い	5
12	ニコラ・サルコジ	国民運動連合 (UMP)	初

以降では、上記 12 名の立候補者のうち、世論調査で特に支持を集めたサルコジ候補、ロワイヤル候補、バイルー候補、ルペン候補の4名に焦点をあてて、様々な角度から紹介していく。

1 主要4候補者の顔ぶれ

(1) ニコラ・サルコジ (Nicolas SARKOZY)

1955年1月28日、パリ生まれ。弁護士。父はハンガリー人。

1977年にヌイイ市 (パリ近郊) 市議に初当選。1983年から2002年まで市長。

1981年の大統領選挙でシラク大統領の選挙対策本部で青年部長を務める。

1988年に国民議会議員初当選後、これまでに、政府報道官、財政大臣、経済大臣などを歴任。2006年3月までドビルパン内閣において内務大臣に就任。

1995年の大統領選挙で、シラク大統領と決選投票を争ったパラデュール候補を支持し、シラク氏と決別。しかし第2次シラク政権下では内務大臣等要職を歴任。

2004年から国民運動連合(UMP)党首。

(2) セゴレーヌ・ロワイヤル (Ségolène ROYAL)

1953年9月22日、ダカール(セネガル)生まれ。社会党第一書記のフランソワ・オランド氏とは事実婚関係。

シラク大統領や、バレリー・ジスカールデスタン元大統領、ジョスパン元首相など、 多くの政治エリートを輩出する、国立行政学院(Ecole nationale d'administration、 ENA と略)出身で、ドビルパン首相、オランド第一書記とは同じ 1980 年卒業生。

1982年から88年まで、ミッテラン大統領スタッフを務める。

1988年に国民議会議員初当選。以降、環境大臣、教育問題担当閣外大臣、家庭児童 担当閣外大臣など歴任。

2004年に行われた統一地方選挙において、当時首相を務めていた UMP のジャンピエール・ラファラン氏の地元、ポワトウ・シャラントウ州議会議長選挙に当選し、党内で注目をあびるようになる。

(3) フランソワ・バイルー (François BAYROU)

1951年5月25日、南仏、ボルデール市生まれ。高校の文学の教員資格所有。

1986年に国民議会初当選。国民教育大臣を歴任。

1998年からフランス民主運動連合(UDF) 党首。

2002年の大統領選挙に出馬し、第1回投票において6.8%を獲得。

(4) ジャンマリー・ルペン (Jean-Marie LE PEN)

1928年6月20日、ブルターニュ地方のラ・トリニテ・シュル・メール市出身。

1972年の創設以来、国民戦線 (FN) の党首を務める。

1974年以降、毎回、大統領選挙に出馬しており、今回の候補者中、最多の出馬回数を誇る。

2002 年の大統領選挙では第1回投票で、得票率でシラク大統領の 19.88%に次ぐ 16.86%を獲得して第2回投票に進出した(第2回投票での得票率は17.94%)。

事前予想では、シラク大統領と社会党のジョスパン候補が第2回投票に進むと見られていただけに、この結果は大きな衝撃となって国民に受け止められ、現在もなお「4. 21 ショック」(第1回投票の実施日)として語り次がれている。

第3節 主要4候補者の所属政党内おける各候補者選出までの動き

1 サルコジ候補(国民運動連合)

(1) 党代表候補の選出

国民運動連合は、2007年1月14日に党大会を開催し、党員による投票を行った結果、98%の圧倒的な支持で、サルコジ党首を党代表の候補として選出した。立候補したのはサルコジ党首のみで、事実上、党内を掌握しての立候補となった。

(2) 党内の争い サルコジ派 VS シラク派

党代表候補選出にあたり、国民運動連合内は、サルコジ党首を支持するサルコジ派 に対し、シラク大統領を支持するドミニク・ドビルパン首相らシラク派が抵抗を見せ る形となった。

シラク大統領は1月の党大会時点で次期選挙への出馬の有無を明言しなかったほか ¹³、ドビルパン首相も党員投票には出席しない姿勢を見せた。また、同じくシラク派の 国防大臣、ミシェル・アリオマリは最後まで党員選挙への出馬の意思を示して、サル コジ党首を牽制した。

サルコジ派とシラク派がここまで対立した要因として、シラク大統領とサルコジ党首との間に個人的な確執があったこと(1995年の選挙で、サルコジ党首がシラク大統領の対立候補を支持)や、サルコジ党首がこれまでの政策との「決別」を前面に押し出して選挙運動を進めてきたことなどが挙げられる。

(3) サルコジ党首が党内外で支持を得た要因

サルコジ党首が、ここまで支持を得た要因として挙げられるのが、内務大臣¹⁴として 取り組んだ治安対策で大幅な改善効果をあげたことである。

犯罪件数で見ると、2002年に 411 万 3,000 件だったのに対し、2006年は 372 万 5,000件と 9.3%減少した。また、検挙率も <math>2002年当時は 25%以下であったものが 2006年には 35%まで改善した。

また、2005年秋にパリ郊外等で移民系若者による暴動が多発した際、治安責任者として事態収拾の最前線に立ち、迅速な対応をとったことも国民の間から高く評価された。

(4) シラク大統領3選出馬、ドビルパン首相の立候補断念の背景

一方、シラク大統領は 2003 年9月以降、支持率が低下していたことに加え、2005 年5月の UE15憲法批准国民投票否決や同年秋の郊外暴動、2006 年3月の CPE16導入を巡る混乱など、国民がさらに不信を抱く出来事が発生した。「UE 拡大をめぐる不安」、「治安問題」、「雇用の改善」などが一向に解決されていないこと対する国民の失望は不支持率となって表れ、一時は 80%を超えるまでとなった。 3 選の当選可能性が見込めない状況の中では、出馬断念はやむをえなかった。

また、一時は有力な候補とされたドビルパン首相も、高い不支持率が立候補を断念させることになった。ドビルパン内閣は雇用改善をテーマに 2005 年 5 月に発足し、様々な施策を打ち出して、失業率だけで見れば 10% (2005 年 5 月) から 8.4% (2007 年 2 月) と改善していた。しかし若者の失業率が 20%以上と高いこと、CPE 導入にあ

¹³ シラク大統領は 2007 年 3 月 11 日になってようやく次期大統領選挙への不出馬を表明。22 日にサルコジ候補への支持を表明

^{14 2002}年5月から2004年3月、2005年6月から2007年3月まで就任

¹⁵ UE とは Union Européen (欧州連合) のこと。英訳 EU。

¹⁶ 初回雇用契約 (Contratt Première Embauche、CPE と略) 従業員 20 人以上の全ての企業において実行可能な契約で、26 歳未満の若者を採用した場合、 最初の 2 年間は 15 日以上前に予告さえ行えば、企業はいつでも解雇理由の説明なしに自由 に解雇できる。

政府は CPE を強引に導入しようとし、全国各地で学生や労働組合を中心にデモやストライキが発生。政府は撤回に追い込まれた。

たり、十分な議論を待たずに実施しようとしたために国民の大きな反発を招いたことなどから支持率が低迷し、シラク大統領同様、一時は不支持率が80%に近づくまでとなった。

首相に就任した当初は、雇用政策で成果を挙げて大統領選挙に立候補と見られていたが、逆に雇用政策の失敗のため立候補を断念することとなった。

2 ロワイヤル候補(社会党)

(1) 党代表候補の選出

社会党は、2006 年 11 月 16 日に党公認候補を選出するための党員投票を行い、第 1 回投票でロワイヤル候補が過半数を超える 61% を得票、他の 2 候補(ドミニク・ストロスカーン元財務大臣-21%、ローラン・ファビウス元首相-16%)を大きく引き離して党代表候補に選出された。

社会党史上初めて、そしてフランスの大政党史上初めての女性大統領候補が誕生した。

(2) 選出にあたる経緯

党内選挙への立候補は、3名に加え、2002年大統領選挙でルペン候補に破れ一時政界を引退し、2006年夏に政界に再び復帰したジョスパン元首相も予想された。

なぜ、ロワイヤル候補が他候補を圧倒して選出されたのか?

それは同候補の未知数に多くの社会党支持者が期待した結果、あるいは今までの実力者達に失望した結果といえる。

ロワイヤル候補は他の候補者と違い、政府や党の要職の経験はない。

しかし「市民参加型の民主主義」を掲げ、一般社会により身近な政治を実現しようとする姿勢に多くの市民、党員が共感したこと、世論調査で社会党で一番勝ちうる候補と高い評価を得ていたことなどから、圧倒的な支持を得て選出される結果となった。

3 バイルー候補(フランス民主連合)

フランス民主連合では、2006 年 12 月に党代表候補として党首のバイルー候補を決定。同党は約半分が、2002 年に国民運動連合が結成された際に移り勢力が衰えたが、1998 年から党首を務めるバイルー候補は、2002 年の大統領選挙でも 6.8%を得票した実績などもあり、党代表候補として選出された。

4 ルペン候補(国民戦線)

2002年の大統領候補で決選投票に進出したルペン候補は、党内で絶大な支持を保ち、 また移民や UE 統合などに不満を持つ有権者からの根強い支持もある。今回も決選投 票進出に強い期待を受け、党代表候補に選出された。

第4節 主要4候補者の公約比較

表5に、主要4候補者の公約について、項目ごとに比較した。

ここでは、そのうち、有権者の関心が最も高い「雇用政策」を取り上げながら各候補者の違いを見てみることにする。

1 サルコジ候補

サルコジ候補の公約の特徴は、「働きたいものがより働ける環境の構築、失業者にも 就業に向けた努力を求める環境の構築」である。

フランスでは 2000 年から週 35 時間労働制を導入し、労働条件が整備された一方、企業にとっては大きな負担となり、他国に企業が移る原因ともなってきた。加えて、もっと働きもっと収入を得たいと望む者にとっても障害ともなってきた。

そこで、労働者の権利を勤務年数に応じて徐々に拡大させる形とし、企業にとって 経済的な理由による解雇が柔軟に行えるよう配慮することとした。

また、失業者に対して、就職に向けてできるだけ努力をするよう、失業に関する様々な手当を受給する上での条件を課すこととした。

サルコジ候補は、自由競争を強く打ち出しており経営者らから高い支持を得ている。

2 ロワイヤル候補

ロワイヤル候補の公約は、「労働環境の改善、週 35 時間労働制の維持、若者の雇用 改善」が大きな特徴となっている。

SMIC (最低賃金保障) の 1,500 ユーロへの引き上げは、労働環境の改善に向けた象徴的な公約といえる。現在の水準である 1,200 ユーロからは 25%の引き上げとなり、実現すればヨーロッパにおいてもかなりの高水準となる。

また、特に失業率が高く、問題になっている若年層については、半年以上の長期に わたり職の提供あるいは職業訓練の提供がなされないことがないよう措置をとる、と した。

ロワイヤル候補の公約はサルコジ候補に比べ、低所得収入者や就職の見つからない 若者、失業者に重点を置いた公約といえる。

3 バイルー候補

バイルー候補の公約は、週35時間労働制の柔軟化など労働時間の延長や労働者の権利を勤務年数に応じた形にして雇用しやすい環境を整えるなど、労働者や経営者に配慮する一方、特に教育を受けていない若者の就職支援や、失業手当等生活保障手当受給者の就職に向けた支援など幅広いのが特徴である。

4 ルペン候補

ルペン候補はフランス人雇用の優先、週 35 時間労働制反対の立場から、能力が同じ 労働者の場合はフランス人雇用を優先させることや、産業別に労働時間について再交 渉するなどの公約を掲げている。

表 5 主要 4 候補者公約比較 (ル・モンド紙を参考に作成) ※UE (仏訳 UE、英訳 EU、以下 UE)

	ニコラ・サルコジ	セゴレーヌ・ロワイヤル
	Ensemble, tout devient possible	La France présidente
選 挙	(皆が一緒になれば、全てが可能に	(リーダーとなるフランス。フラン
スローガン	なる)	スに女性大統領を、の意も重ねられ
		ている)
	国民運動連合(UMP) 右派+中道	社会党 (PS) 左派
正足办兴	2002 年に共和国連合 (RPR)、自由	1971 年にフランソワ・ミッテランら
所属政党	民主党、フランス民主連合の一部が	が結成。
	合併して形成。	
	良心の自由、個人の尊厳、社会の公	個人の尊厳、強い政府、労働者の味
党の理念	平、権利、義務と連帯、企業活動の	方、良心の自由、国や教育における
見の理念	自由、個人の責任、国家の尊厳など	政教分離など重視。
	を重視。	
	経営者らを中心にした、年齢、収入	労働者、公務員らを中心にした、国
	とも高めの層。秩序、自由主義など	家が全般的に責任を持つべきと考え
主な支持層	を尊重。公務員の年金制度など既得	る層。けじめ、正しい秩序を尊重。
	権の廃止を支持。UE 憲法賛成派が	公共サービスの維持、保護主義政策
	多い。	を支持。
	·公的債務残高の対 GDP 比率を 5 年	・利益の用途(再投資又は株主への配
	間で 60%以下に下げる	当) に応じて法人課税を加減する
	・納税額の上限を所得の 50%とする	・資本移動に対する課税を導入する
	・国民負担率を4%引き下げる	・企業の外国移転に歯止めをかける
財政政策	・国の経常的支出の財源は税収のみ	ため、UE域内で法人税の税率に最
	で確保	低限ラインを設定

フランソワ・バイルー	ジャンマリー・ルペン
La France de toutes nos forces	Votez Le Pen!
(フランスのために、全ての力の結集を)	(ルペンに投票してください)
フランス民主連合 (UDF) 中道	国民戦線(FN) 極右
1978年にジスカール・デスタンが非ド・	1972 年創立。同候補が創立以来党首を務
ゴール派の中道政党をまとめて結成。	める。
国のため左右イデオロギーにとらわれな	フランスならびにフランス人のための政
い政策の実施。	策の実施。
公務員が多く、年齢が若い学位取得者が多	国家権威、秩序、連帯、富の再分配などに
い。自由競争を認めつつも、連帯、社会保	不信を抱く層。高学歴でなく、収入が低い
障の考えをあわせもつ。UE 憲法賛成派が	者が多い。UE 憲法批准に反対。
多い。2大政党制の古い構造に批判的。	
・資本の移動に対する課税を導入する	・所得税の課税区分を4段階する
・75 万ユーロ以上の資産について幅広く	・中小企業向けの法人税の課税区分を3段
資産課税を行う	階にする
・3年間で国の財政赤字を解消する。プラ	・企業向け補助金の 50%を廃止
イマリーバランスが赤字の予算を提出す	
ることを国に禁止する旨を憲法に盛り込	
せ	
・各種の税制優遇措置の利用は納税額の	
20%を限度とする	

	ニコラ・サルコジ	セゴレーヌ・ロワイヤル
	・労働契約を無期の「新たなタイプ」	·SMIC(最低賃金水準)を月額 1,500
	契約に一本化。勤務年数に応じて労	ユーロに引き上げる
	働者の権利が次第に拡大するよう	・CNE (従業員 20 人以下の小企業の
	にし、経済的理由による解雇が柔軟	み利用できる、試用期間を2年とす
	にできるようにする	る新種の雇用契約)の廃止
	・もっと働けるよう超過勤務時間に	・週 35 時間労働制の成果の確実な定
	係る租税・社会保険料の減免	着
	・あらゆる生活保障手当受給にあた	・若年者は6ヶ月以上、仕事あるいは
雇用政策	り、公益性のある就労の義務付け	就職訓練等が与えられないことが
	・求職者は自らの能力に対応する就	ないようにする。
	職斡旋を3回を超えて拒否できな	・生活保障手当受給者が就職する場
	V	合、収入が 33%増加するようにす
		る
		・失業手当は1年間にわたり、当人が
		最後に得た手取り給与の 90%相当
		額とし、資格向上のための訓練を受
		けられるようにする
	・「選択的移民」制度の導入	・移民の身分正規化の基準として 10
	・家族呼び寄せ制度の改正。勤労所	年ルールを復活させる
移民政策	得、適切な住居がない移民以外は呼	・フランスにおける滞在期間、子供の
	び寄せできないようにする	就学、労働契約の存在を基準に、不
	・移民に対してフランス語読み書き	法滞在者の身分の正規化をはかる
	学習の義務付け	
	・累犯者について量刑の下限を設け	・未成年者に対する司法の緊急プラ
	3	ン作成
	・学校において規律の評点を導入す	・都市圏の警察署に未成年担当班の
	る 	設置拡大
治安対策	・重要事件については刑事裁判所に	・法務予算を2倍に増やす
	も陪審員制度を導入する	・非行少年のための矯正施設の設置
	・未成年者の刑事責任に関する 1945	を拡大する。必要ならば軍人が管理 オス
	年のオルドナンスを改革する	する
		・公共交通機関における治安手段の 強ル
		強化

フランソワ・バイルー

- ・各種の生活保障手当をポイント制の新手 当に一本化する。逓減制を組み合わせて、 勤労報酬と併給を認める
- ・各企業において、5年間にわたり社会保 険料なしで新規に2人の雇用を創出する ことを認める(年金保険料は90%免除)
- ・既存の労働契約を廃止。労働者の権利が 年数に応じて徐々に高まっていくタイプ の無期契約に一本化
- ・週 35 時間制の弾力化。超過勤務には 35% の割増率を適用
- ・教育を受けていない若者を対象にした、 雇用・職業教育契約を導入する。給与のう ち職業教育費用分は国が負担

ジャンマリー・ルペン

- ・自国優先性の導入。能力が同じなら雇用 はフランス人を優先
- ・労働時間を産業別に再交渉する。
- ・SMIC の 1.4 倍までの給与所得者を対象 に、200 ユーロの追加手当を支給
- ·RMI(生活保障手当の一種)の支給の条件として就業を課す

- ・移民省を設立する
- ・移民へと駆り立てる状況をなくすため、 アフリカ開発を促進
- ・不法滞在者の国外退去処分
- ・外国人向け社会給付の廃止
- ・家族呼び寄せ廃止
- ・二重刑罰の復活
- ・移民問題に応じる国のみ開発援助を行う
- ・高層公団住宅を取り壊し、各種階層が混 在する街づくりを促進
- ・刑罰適用の迅速化。3~12ヶ月の公益作業従事という刑罰の導入
- ・死刑の復活
- ・刑務所の収容能力を7万5,000人分増やす
- ・減刑不可の刑罰を増やす
- ・刑事責任を問える年齢を下げる

	ニコラ・サルコジ	セゴレーヌ・ロワイヤル
UE 政策	・ユーロの為替水準の再検討 ・トルコの UE 加盟反対 ・簡素化した新 UE 憲法条約を国会 の投票にかける	・UE の機構に関する条約について 交渉し、それを国民投票にかける ・ユーロ圏の政府を設置する。欧州中 央銀行の規約の中に、経済成長・雇 用に関する目標を定める
社会保障	・子どもが1人の家族に家族手当支給 ・2年後にホームレスをなくす ・老齢年金の最低額引き上げ ・医療費の自己負担分の導入 ・歯科・眼科治療の健康保険払戻率を 50%に引き上げ	・低額の年金支給額と身障者手当に ついて、5%増額
軍事政策	・国防予算を現在の水準維持・新兵器の開発・大統領の管轄下に国家安全保障評議会を設立	・核抑止力維持・防衛面で欧州諸国との協力を強化・若者向けに任意の公民役務を導入
外交政策	・シラク外交の継承 ・アメリカとの関係強化	・欧州・地中海諸国間の協力を再活性化化・国際通貨基金と世界銀行の改革
環境政策	・労働より汚染に課税する・温室効果ガス排出制限のため原子力生産維持・環境関連の国際法規の推進	・2020 年までに再生可能な資源に由来するエネルギー生産の割合を20%にする・GDF(仏ガス)とEDF(仏電力)によるエネルギー部門の公共機構の創設・汚染者負担の原則・持続可能な開発を担当する副首相職創設・環境配慮型産業は付加価値税をゼロに近づける

フ	ラ	1/	ソ	n	バイ	ルー

- ・新たな UE 憲法の案を策定し、国民投票 に諮る
- ·移民に関する UE レベルの協調政策
- ・トルコの UE 加盟反対
- ・欧州・地中海諸国の相互扶助の共同体設 置
- ・企業の付加価値を対象にした社会保険拠 出金の導入
- ・年金最低支給額と低額の年金支給額について、SMICの90%まで引き上げる
- ・年金制度改革を国民投票に諮る

ジャンマリー・ルペン

- ·UE 域内国境の復活。
- ・通商交渉に関する欧州委員会の独占権廃

 は
- ・欧州中銀が完全雇用を促進するよう改革 を求める
- ・UE 諸条約改正時の国民投票の義務化
- ・ 育児所得制度の導入
- ・フランスの家族にのみ家族手当支給
- ・低家賃住宅の割当でフランス市民の優先
- ・40 年の保険料納付・65 歳定年。それを超えて就業を続ける可能性を認める。
- ・年金制度の財源確保のため、出産奨励を さらに促進させる。
- ・年金支給額を、給与水準の推移を示す指数に応じて増額する。
- ・核に関するドクトリンを再表明する。核 拡散防止に努める
- ・軍事部門の研究と経済関係の情報収集体制強化
- ・6ヶ月の公民役務導入・義務化
- ・核問題についてイランに断固たる態度で 臨む
- ・外交に関する大統領の「専管事項」を廃
- ・化石燃料の消費税を導入する
- ・2020 年までにエネルギー消費量を 25% 削減
- ・原子力発電は維持するが、透明度確保の 義務を定める

- ・国防予算をGDPの1.8%から2.6%に増額
- ・任意の6ヶ月の兵役を導入する
- ・イスラム世界との対立というアメリカの 政策と決別
- ・ブレストからウラジオストクにいたる欧州諸国間の間に的を絞った協力を強化
- ・汚染者負担の原則
- ・環境基準を遵守しない諸国の製品を対象 にした特別関税の創設
- ・原子力の継続
- ・国内産バイオ燃料を非課税にする
- ・リサイクル費用を製品価格に含める

	—	
	ニコラ・サルコジ	セゴレーヌ・ロワイヤル
	・学区制度を段階的に廃止、私立学校	・水準の低い学校をなくす方向で学
	への入学手続きを簡素化	区制を改正する
	・最もレベルの低い学校について、生	・3 歳から義務教育を施す
	徒数を2分の1にする	
教育政策	・全ての高校に優秀者コースを設置	
	する	
	・公民教育の強化	
	・教育予算を 50%を超える率にて増	
	額する	
	・公務員の削減。定年退職する公務員	・国会議員の他の公選職との兼職禁
	2人につき1人を補充しない	止
	・公務員の報酬を増額し、トレーニン	・総選挙に比例代表制の一部導入
	グを向上させる	・上院の選挙制度の改正
	・大統領任期を2期に制限	・5年以上在住の外国人に地方選挙
	・大統領が国会に対して責任を負う	の選挙権付与
	・公共サービスにおけるストライキ	・憲法問題に関する上院の拒否権廃
	時の最小限サービス(ミニマムサー	此
	ビス)確保制度の導入	・政教分離に関する憲章を憲法に加
		える
国家制度		・インターネットを通じた公共サー
改革		 ビスの発達、行政機関におけるオー
		プン・ソフトの一般化
		72.12

フランソワ・バイルー

- ・学校におけるソーシャル・ワーカー及び |・学区制と中学一律制度(中学を全国一律 監視員の数を増やす
- ・学区制を改正する
- ・高等教育における学生一人当たり投資額 を 10 年間で 2 倍に増やす
- ・学校で法律について教育する

ジャンマリー・ルペン

- として、職業中学校等の別種中学を設け ない)の段階的廃止
- ・生徒一人当たりの平均費用に対応する額 の「学校手当」を両親に支給
- ・教育優先地区からグランゼコールへの推 薦入学廃止。優等生向け学業支援

- ・政教分離法典の制定
- ・第6共和制を樹立。1期限りの責任ある 大統領、強い国会にする。独立監督諸機 関は市民からの提訴を受理することがで きるようにする
- ・公選職兼務の禁止、下院での代理投票の 禁止、国会議員の報酬を議会への出席率 に応じて加減する
- ・比例代表制の導入。5%を超える得票率 の場合、下院に議席を得られるようにす る
- ・公務員の生産性を毎年2%向上させる。 併せて、公務員の購買力を引き上げる
- ・公共サービスにおけるストライキ時の最 小限サービス (ミニマムサービス) 確保 制度の導入
- ・国の重要なプロジェクトについては国民 投票を利用する
- ・投票を義務化する。白票を考慮に入れる。
- ・格差助長の象徴である、国家エリート養 成機関 ENA (国立行政学院) の廃止

- ・大統領任期を7年とし再選不可とする
- ・重要な改革はすべて国民投票にする
- ・サービスミニマムの導入
- ・欧州議会、国会、州・県・コミューン議 会、職業団体選挙、職場団体選挙におい て、全面的な比例代表選挙の導入
- ・公選職と公務員職の兼職の禁止
- ・退職する公務員の一部を補填しない
- ·ENA の廃止

第5節 主要4候補者の直前4ヶ月の支持率の動向

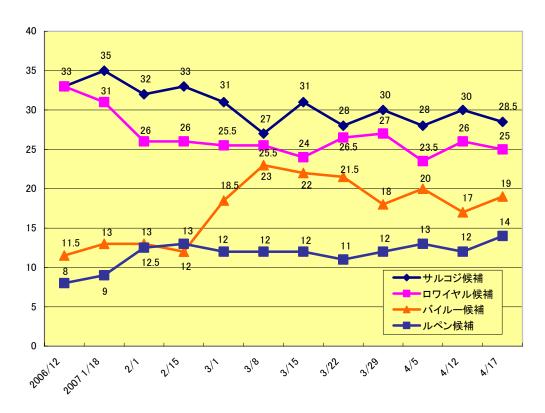
表6に、2007年1月以降の主要4候補者の支持率の推移を示した。

終始、サルコジ候補が他の候補に対して優位に立っていたことが分かる。

各候補の平均支持率は、サルコジ候補 30.54%、ロワイヤル候補 26.58%、バイルー 候補 17.38%、ルペン候補 11.71%であった。

表 6





(出典: Figaro 紙)

1 サルコジ候補とロワイヤル候補の支持率争い

サルコジ候補とロワイヤル候補は、それぞれ所属政党の代表候補に決定されるかなり以前から、有力な大統領候補としてマスコミなどで取り上げられてきた。

両氏の支持率もほぼ拮抗しており、2006年12月時点では共に33%であった。

しかし、1月以降は、サルコジ候補が30%前後の支持率を保ったのに対し、ロワイヤル候補は2月1日調査で26%まで低下し、以後その水準で推移した。

ロワイヤル候補が支持率を落とした原因として考えられることは、それまでの高い 支持率が、今までの同候補の実績よりも、「清新さ」、「フランス初の有力な女性大統領 候補」といったイメージによって支えられていた面が強いこと、年明け以降、有権者 が各候補の掲げる公約内容でじっくりと比較検討するようになったことなどが挙げら れる。

ロワイヤル候補は、2月11日に100の公約発表を行い、また2月下旬には巻き返しを図って、選挙対策チームにジョスパン元首相や党内選挙を争ったファビウス元首相やストロスカーン元財務大臣などを加えたが、支持率が大幅に上がることはなかった。

2 バイルー旋風と失速

バイルー候補は中道の立場から、今までのフランス政治が右派、左派に分けられた体制で、政権が交代するたびに政策が左右されて改善されることがなかった点を指摘し、そうした体制にとらわれることなく、国のために政策を実施していくべき、と主張した。

こうした主張が2大政党に不振を抱く層の支持を集めることに成功し、2月下旬から3月上旬にかけて、支持率を大幅に上昇させ、「バイルー旋風」あるいは「第3の男」などと称されたりした。

これに相応する形で、サルコジ候補は支持率を下げたことから見て、サルコジ候補 支持層の一部がバイルー候補に流れたことが推察される。また、ロワイヤル候補支持 層の中の教育関係者など一部も流れたとされている。

しかし、3月27日にパリ北駅で発生した若者グループと警官隊の衝突事件¹⁷で「治安」が問われた際、サルコジ候補やロワイヤル候補が右派、左派の立場から、治安強化、抑圧的な政策に頼らない解決策を主張したのに対し、明確な立場を明らかにしなかったなど、同候補が掲げる中道路線の不明確さが明らかになり、支持率を再び落とすこととなった。

3 堅調な支持率を示すルペン候補

ルペン候補は上記の3候補と違い、特に大きな変動もなく、ほぼ12%前後の水準で推移した。

しかしルペン候補の支持者の中には、世論調査などで本心を明かさない支持者も多いとされるため、最も世論調査結果と実状が食い違う候補とも言える。

事実、前回の選挙においても、事前の調査ではさほど支持率が高くなかったものの、 第1回投票で、シラク大統領に次ぐ得票を上げ、周囲を驚かせた。

¹⁷ パリ北駅で27日午後4時半頃発生した警官隊と若者グループの衝突。無賃乗車しようとした32歳の乗客をパリ交通公団の職員が取り押さえたことが原因。暴動は深夜まで続いた。

第3章 シラク政権の12年間について

2007年フランス大統領選挙が置かれた政治的状況を明らかにするため、ここで2期 12年にわたるシラク政権について、同期間におきた主な出来事とその間の支持率をも とに振り返ってみる。

シラク大統領は1995年5月17日、フランス共和国第5代大統領に就任した。

1981 年の大統領選挙に初挑戦し、88 年の選挙では第2回投票で当時現職ミッテラン大統領に敗れ、3度目の挑戦でようやく念願を果たすこととなった。

第1節 シラク政権時代におきた主な出来事と支持率の関係

1 第1次シラク政権(1995年-2002年)

第1次シラク政権の7年間におきた主な出来事を表7に、そしてその間の支持率・ 不支持率の推移を表8のとおりまとめた。

シラク大統領は就任してまもなく、南太平洋のポリネシアで核実験を強行し、日本をはじめ世界中から非難を受けた。加えて、欧州通貨統合のための前提条件となる、1997年までに財政赤字のGDP比率を3%以下に抑えるため(1995年当時は5.4%)、国民福祉税の増税や年金生活者への給付金引き上げ凍結など国民に負担を強いる社会保障改革を断行した。

そうした政府の姿勢に対し、国民の支持率は就任直後の64%から30%台まで低下。 1995年12月には3週間以上にわたって電車やバス、飛行機などで大規模なストライキが発生し、市民生活に大きな影響を及ぼした。

その後も、内閣支持率は 50%を上回ることなく推移し、1997 年 5 月の国民議会の解散総選挙では、野党に惨敗。首相に社会党のジョスパン氏を迎え、以後 2002 年 6 月の改選までの 5 年間、保革伯仲コアビタシオンの状況となった。

再選を目指した 2002 年の大統領選挙では、第1回投票でトップの得票率を得るも 19.6%と低迷。第5共和制以降、第1回投票における第1位得票率としては最も低い ものとなった。

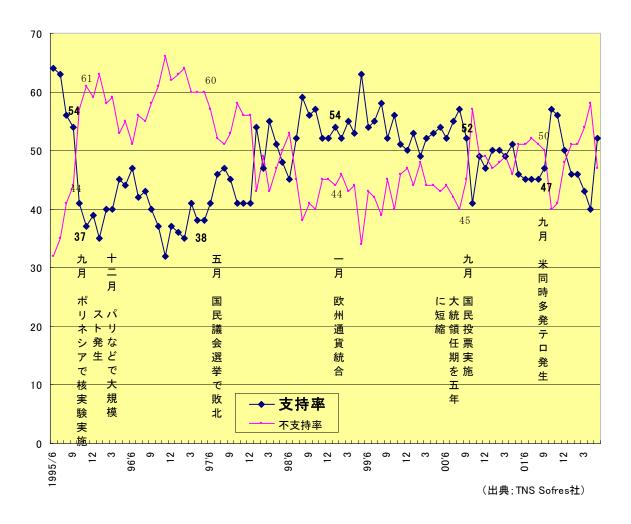
第2回投票では、社会党のジョスパン候補を破ったルペン候補と争い、極右勢力阻止で団結した多数の国民の支持を得て、82.2%と第5共和制以降、第1回、第2回投票をあわせた中で、最高の得票率で再選を果たした。

第1次シラク政権で、支持率が不支持率を上回ったのは、任期の半分に満たない 84 ヶ月中 41 ヶ月で、平均支持率は 48.03%であった。国民から厳しい目を向けられながら政権運営にあたっていたことが分かる。

表7 第1次シラク政権下の主な出来事

年月日	出 来 事	
1995 年	第5代共和国大統領に並ん	
5月17日	第 5 代共和国大統領に就任 	
9月5日	包括的核実験禁止条約締結を前に、フランス領ポリネシアにおい	
	て核実験実施。多くの国から非難を浴びる。	
	政府が、財政赤字削減のため、国民福祉税増税など社会保障改革	
12 月	を発表したことに対して、国内で大規模なストライキ発生。3週	
	間以上にわたり、電車やバス、飛行機などがストップ。	
1997 年 5	通貨統合などを争点に、国民議会の解散総選挙を実施。	
1997 + 3 月	結果は野党に敗れ与野党逆転。社会党のジョスパン首相が就任し	
力 	保革コアビタシオンの状況となる。	
1999 年	欧州通貨統合。フランからユーロへ移行。	
1月1日	(流通は 2002 年 1 月から)	
2000年	法定労働時間週 35 時間制スタート	
2月1日	伝定力 関時 同週 39 時 同 向 ハク・ト	
9月24日	国民投票で大統領の任期を7年から5年に短縮	
2001年	アメリカ同時多発テロ発生	
9月11日	アグラル同時多光アロ光生	
	フランス大統領選挙第1回投票実施。	
2002 年	事前の予想を覆して、ルペン候補が決選投票進出。	
4月21日	第2回投票に向けて、国内で大規模な反ルペンキャンペーンが発	
	生	
5月5日	第2回投票実施。82.2%の圧倒的な得票率で再選を果たす	

第1次シラク政権支持率推移(1996/6~2002/5)



2 第2次シラク政権(2002年-2007年)

第 2 次シラク政権の 5 年間に起きた主な出来事を表 9 に、そしてその間の支持率・不支持率の推移を表 10 のとおりまとめた。

2000 年に実施した国民投票の結果に基づき、2002 年以降に就任する大統領の任期は5年に短縮されたため、任期は2007年までとなった。

2002年の第2回投票で圧倒的な支持率で再選されたものの、再選直後の2002年6月の支持率は50%と、1995年の就任直後の64%と比べると14ポイントも低い。

第2回投票の圧倒的な支持率がシラク大統領に対する信任ではなく、極右のルペン 候補に対する拒絶であったことが分かる。

再選後しばらくは支持と不支持とが拮抗した状況が続くが、2003年3月のイラク戦争開戦後には支持率が急進し60%に到達する。

これは、開戦を急ぐアメリカのブッシュ政権やイギリスに断固反対し、あくまで国連主導による解決を徹底的に求めた姿勢が高く評価されたためである。

しかしまもなく支持率は下がり、2003年9月以降2007年4月に至るまで、遂に支持率が不支持率を上回ることはなかった。

表 9	第2次シ	ラク	政権下の	主な出来事

年月日	出 来 事		
2002年	フランス国民議会総選挙で保守中道が勝利。ラファラン内閣発足		
6月16日	5年に及んだコアビタシオンが解消		
2002 /5	イラク戦争開始		
2003年	国連の常任安全保障理事会における拒否権行使も示唆しながら、		
3月20日	開戦を主張するアメリカ・イギリスに対し最後まで反対		
2005年	UE 憲法批准可否をめぐる国民投票実施。		
5月29日	反対 54.87%、賛成 45.13%で同憲法への批准を否決。		
10日士	パリ郊外等で移民系若者による暴動発生。11 月中旬まで連日続		
10 月末	き、夜間外出禁止令を発令するなどして沈静化。		
2006 年 3	 初回雇用契約(CPE)をめぐり大規模なデモ発生		
月	初回准用契約 (GFE) をめくり入焼模なりて発生		
2007年	次期大統領選挙に出馬しないことを表明		
3月11日			

この間、国民投票により UE 憲法批准否決 (2005 年 5 月)、パリ市等大都市郊外での移民系若者らによる暴動の発生 (2005 年 11 月)、CPE 導入 (P 11 参照)をめぐる若者を中心とした大規模デモの発生 (2006 年 3 月)などが相次いで、政府に対する不信が募った結果、ついに不支持率は80%を超えるまでの非常事態となった。

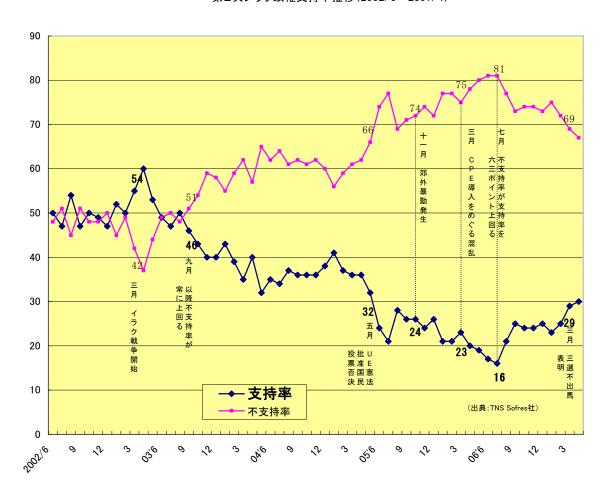
特に、UE憲法の批准が国民投票で否決されたことは欧州連合の推進役としては面目丸つぶれであり、以後、フランス外交は低空飛行が続いた。

こうした状況から 2007 年 3 月、シラク大統領は次期大統領選挙に出馬しないことを 表明した。

第2次シラク政権で、支持率が不支持率を上回ったのは、59ヶ月中わずか10ヶ月、 平均支持率は35.42%あまりで第1次政権時より13ポイントも低下した。

第2次政権後半の2005年4月以降の2年間では、支持率は24.24%とさらに低く、 3選に向けて出馬することが極めて困難な状況であったことが分かる。

表 4 第2次シラク政権支持率推移(2002/6~2007/4)



第2節 ジャック・シラクという人物について

ジャック・シラク大統領とはどういう人物であったのだろうか。

シラク大統領は 1959 年に国立行政学院 (ENA) を卒業し、会計監査官を経て 62 年 にジョルジュ・ポンピドゥ首相の官房秘書官に就任して政界入りした。

1970年代には特命大臣(国会調整)、農業大臣、内務大臣などを歴任した後、74年から76年まで首相に就任。1986年から88年にかけても首相を歴任する。1977年から大統領に就任する1995年までは、パリ市長も努めた。

この間、1976 年にはド・ゴール派の勢力を結集して共和国連合(Rassemblement pour la République、RPR)を結成し、初代総裁に就いた。(RPR は 2002 年に UDF

などの一部勢力などと結集して UMP になった。)

ド・ゴール主義、そしてド・ゴール主義者について、自身もそう称されるシラク大 統領は著書「あらゆる人々のためのフランス」の中で以下のとおり述べている。

「私にとってド・ゴール主義者とは、ある教理への賛同者を意味するわけではない。(中略)ド・ゴールは右でもなければ、左でもなく、自由主義者でもなければ、計画経済主義者でもなかった。ド・ゴール主義とは一種のプラグマチスムだ。だが、極めて高次元のそれである。政治決断は普遍的な利益に応えるためのものであり、技術的、政治的な打算に基づくものではない。」

「私にとってド・ゴール主義とは、祖国への愛に根ざした主意主義であり、共和国精神であり、具体的な感覚であり、人々、その誇り、その記憶を尊重することである。(中略)「(国民を) まとめる、統合する」という言葉が、ド・ゴール主義者の語彙の中でも、キーワードだ」¹⁸

1962年以降現在に至るまで、第5共和制とともに政治家として歩んできたシラク大統領の引退は、戦後のフランス政治の大きな区切りとなった。

-

^{18 「}シラクのフランス」軍司 泰史著より

第4章 主な争点について

ここでは、今回の大統領選挙なおもな争点として、「雇用問題」、「移民・治安問題」、「UEをめぐる問題」について取り上げてみたい。

いずれも、ここ数年の間に問題が表面化する事象があった問題ばかりである。

第1節 雇用問題

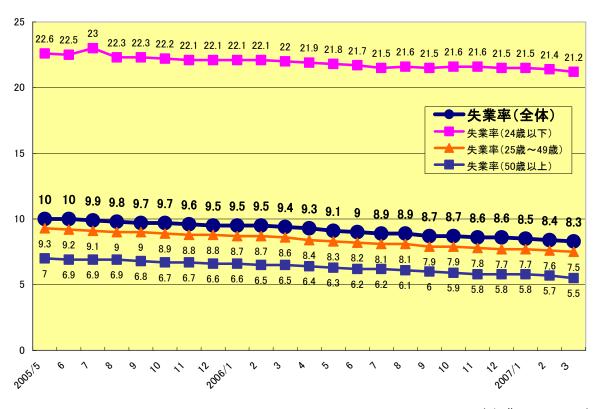
1 失業率の推移

表 11 に、ドビルパン内閣が発足した 2005 年 5 月以降の失業率について示した。 全体としては 10%から 8.3%へと着実に低下していること、しかし 25 歳以下の失業率が 21%と、他の年齢層に比べて格段に高いこと、しかも失業率の改善幅も低いこと

表 11

が分かる。

失業率推移(2005年5月~2007年3月)



(出典:INSEE)

同内閣は「雇用創出」を最優先に掲げ、零細企業における雇用創出策や新規雇用契約 (CNE) の創設¹⁹、失業者復帰支援策など次々に施策を打ち出した。

フランスの雇用契約は「期間の定めのない雇用契約」と「有期雇用契約」があるが、

¹⁹ CNE (Contrat Nouvelles Embauches) は2年の試用期間を伴う期限の定めのない契約のことで、従業員20人以下の企業が対象。契約締結後2年間は、企業側はいつでも解雇することが可能で、解雇の理由を説明する必要はない。

いずれも一度雇用すると、解雇する上では明確で客観的な説明が求められるなど、景気の変動に応じて柔軟に雇用することが難しい。そのため、企業側はどうしても新規雇用に慎重になり、それが失業率改善の障害になっていた。

そこで CNE は、「期間の定めのない雇用契約」を基本にしつつも、契約締結後2年以内は、理由の明示なしの解雇を可能にした。CNE の導入は柔軟な雇用を可能にするもので、企業側からは好意的に受け止められたが、労働組合側からは不安定な雇用を助長するとして反発された。今回の大統領選挙においても、ロワイヤル候補をはじめ多くの左派系候補者が CNE の廃止を主張した。

結果的には、そうした様々な施策の効果により、程度の差はあるが各年齢層において失業率は改善を見せた。

2 若者の高い失業率

なぜ、若年層の失業率が他の年齢層より大幅に高いのか? 若年層をめぐる現状として以下の点が挙げられる。

- (1) 多くの若者が、派遣や季節労働などの期限のある不安定な雇用契約で就職し、 契約が終了してから次の仕事を見つけるまで失業など不安定な状態に置かれる ことが多く、かつそうした状況が8~11年もかかるとさえ言われていること。
- (2) フランスでは、学校教育を通じて取得する職業資格が、その後の就職において 非常に重要な意味を持つ。そのため中途退学で資格を取得できなかった場合は、 就職が非常に困難となる。中途退学者の失業率は 40%にも達するといわれてい ること。
- (3) 移民第2世代の若者に対する差別が存在していること。いくら学歴があっても 移民系家庭の出身というだけで就職できないといわれている。 こうした差別の状況が後に述べる、2005年秋にパリ市等郊外で発生した暴動の 原因にもつながった。
- (4) 勤務経験が浅いあるいは勤務経験がないため、即戦力を求める企業のニーズに あわないこと。

3 初回雇用契約 (CPE) 導入と大規模デモ

政府は、5人に1人以上が失業しているという、若年層の雇用状況の改善に向け、 2006年1月、初回雇用契約(CPE)の創設を決定した。

 ${\it CPE}$ は ${\it CNE}$ とほぼ同じであるが、対象が 26 歳未満に限定、従業員 20 人以上の企業にも適用される、などの特徴がある。

しかし、解雇しやすい点と 26 歳未満の若者だけに限定したことに対し、雇用の不安定化を懸念した学生や労働組合などは強く反対し、全国各地でデモを実施した結果、最終的に政府は CPE を撤回することとなった。

◎CPE 創設から撤回までの主な動き

- 1月16日 政府は CPE 創設を発表
- 2月 7日 CPE 反対の初めてのデモ
 - 9日 政府は CPE 関連法案を国民議会で強行採決。野党は激しく抗議。
- 3月 6日 上院で可決。(賛成 178 票、反対 128 票)
- 3月 7日 フランス全土で約 40 万人がデモ
 - 8日 CPE に反対する学生がパリ大学ソルボンヌ校舎を占拠。以後、学生による大学占拠が全国に拡大する。
 - 9日 CPE 導入に必要な国会での法的手続きが全て終了
 - 11日 機動隊がソルボンヌ校舎突入。警察や学生ら十数名が負傷
 - 18日 学生や労働団体を含む約53万人がデモ
 - 27日 フランス国鉄の労働組合は CPE 撤回を求めて 36 時間ストに突入。
 - 28日 公共交通機関や教員労組なども参加した全国スト。あわせてデモが全 国各地で実施され、105万人が参加。
 - 31日 シラク大統領が政府に対し CPE 法案の修正指示。 修正内容は、試用期間の 2 年間を 1 年間に短縮し理由も開示するもので この修正作業が終わるまで CPE を実施に移さないとした。
- 4月 2日 大統領の署名により有効となった CPE 導入法案が官報告示
 - 4日CPE の完全撤回を求めたストやデモが拡大。デモ参加者数は 310 万人に

のぼる。

- 10 日 政府は CPE の事実上の撤回と代替案を発表
- 13日 代替案を上院、国民議会で可決

※デモ参加者数は警察発表によるもの

代替案が速やかに可決・実施に移されたものの、若年層の失業率は、2006年4月以降も大幅な改善を見せることなく、その後も高水準で推移することとなった。

第2節 治安·移民問題

1 フランスにおける移民

フランスでは、労働力不足への対応、戦争時の兵力維持など様々な目的で、19世紀後半から隣接するヨーロッパ諸国からの移民を受け入れてきた。1931年には滞在外国人は約289万人(人口の7%)にも達していた。

第2次世界大戦後も、1974年に労働目的の移民の受け入れを停止するまで、移民の流入は続くが、中でも大きな特徴は、1960年代以降のマグレブ3カ国(アルジェリア、モロッコ、チュニジア)などアフリカの国々からの移民の流入の増加である。

1950年代以降、アルジェリアやモロッコなど旧植民地が独立した。しかし人口増に悩むそれら国々はフランスに対して移民の受け入れを要請。それに対し独立国との友好な関係を維持するとともに、独立国の持つ資源の重要性に着目、さらには国内の労

働力不足への対応といった事情を抱えていたフランスは、移民を受け入れることとした。1980年代にはマグレブ3カ国からの移民の合計が150万人に達した。

1999年の国勢調査では、フランス全人口 5,853万人のうち、フランス国外で非フランス国籍者として生まれ、現在はフランス国内に在住する者は約 431万人にのぼる。

移民の多くは、パリ市など大都市郊外の低家賃住宅(HLM)などに住んでいるが、 そうした地域の多くでは、職につけない若者などによる犯罪が多発し、深刻な治安問 題を抱えている。

2 2005 年秋に発生した移民系若者らによる郊外暴動

2005 年秋、移民系若者らによる暴動が発生し、多くの車や商店が破壊や略奪などの被害にあったのは、そうした大都市郊外地域であった。

事件は、パリ市郊外で2人のアフリカ系少年が警察の職務質問から逃れようとして、変電所に侵入し感電死する事故が発生したことに対し、若者が怒ったことがきっかけだった。暴動は他の都市にも広がり、政府は、非常事態法を適用するなどして沈静化を図ったものの、収束まで約20日も要する事態となった。

3 暴動が発生した背景

暴動が発生した背景の一つに、高い失業率、移民系若者に対する差別がある。

専門家の間では「若者の失業率は平均の2倍、移民はさらに倍」と言われており、 移民が多い地区の若者の失業率が40%を超すのは珍しくない。

失業率が高い理由として挙げられるのが、言葉の問題などが原因で学業に挫折する若者が多いこと、また、何らかの資格を得ていても、移民系であることを理由にした差別が存在することである。グランゼコール²⁰を卒業してさえ、差別があると言われている。

移民系若者の多くは、フランスで生まれフランス国籍を取得している場合が多い。 しかし、氏名や容姿などから移民系であると判断され、様々な面において差別を受け ることが多いとされている。

4 政府の対応

(1) 支援のための方策

実は、移民系若者による暴動は今回が初めてではない。1981年7月にリョン市郊外で若者達による車の窃盗そして暴走、車が焼かれるなど事件が発生し、フランス南部のマルセイユ市やアビニョン市などにも派生した。

その事件をきっかけに、政府は教育優先地域政策21やグランゼコールへの優先入学制

²⁰ 大学とは別個に競争試験を受けて入学資格を獲得する高等専門教育機関の総称。中には各分野でフランス最高のエリート養成校と言われるものもいくつかある。

²¹ 移民外国人の子供たちが多い、多課題の学区を指定し、優先的・重点的に教育資源を投入する政策で 1982 年に開始。指定を受けた地域の教育機関(公立初等・中等学校)にはそれ以外の一般の学校と比 べて、平均 2.7 倍の予算が配分される。施設等の充実、教員の加配などのために使われる。加えて、 教員以外の多様な行為者を雇用する、または協力をあおぐことができるようにする。

度など、移民系若者の社会参入支援策を行ってきたが、今回の暴動をきっかけに、義 務教育についていけない青少年への職業訓練の実施、雇用差別を行った雇用者に対す る罰則の導入などさらに新たな支援策を打ち出した。

(2) 移民流入規制のための方策

政府は一方で、移民審査を厳しくし、フランスにとって有益となる外国人のみを受け入れる「選択的」な移民受け入れを目指す法案を 2006 年 6 月に成立させた。

法案を提出したサルコジ内務大臣の名前をとって、「サルコジ法」とも呼ばれるこの 法律では、10年以上の滞在者に自動交付していた滞在許可証の廃止、家族呼び寄せに 必要なフランス国内滞在期間の延長など国内への流入、滞在のための基準を厳格化す る一方で、期間3年の「能力・才能滞在許可証」を作り、「フランスが必要とする有資 格労働者や才能に恵まれた人々、学生に門戸を開く」ことを目指している。

5 継続的な取組みの必要性

移民受け入れに対して厳しい姿勢のフランス政府だが、国内の労働力は今後、団塊世代が退職することにより、業種によっては労働力が必要になってくると見られている。また、UEの他の加盟国からの移民の流入の問題などもあり、移民問題は引き続き今後も重要課題として取り組んでいかなければならないテーマとなっている。

第3節 UEをめぐる問題

1 UE 憲法条約批准否決の背景

2005 年 5 月 29 日、フランスで UE 憲法条約批准のための国民投票が行われ、反対が 54.87%、賛成が 45.13%で、批准を否決した。 6 月 1 日にはオランダでも同様に国民投票の結果、批准を否決した。

同憲法は、欧州の新たな枠組みを定めた基本条約で、任期2年半のUE大統領やUE 共通外交促進のためにUE外相の創設などを盛り込んでいる。2004年に条約として採択され、発行には現加盟国27カ国すべての批准が必要で、すでに18カ国で批准作業を終えている。

当初、UE 憲法は 2006 年 11 月の発効を予定していたが、 2 カ国の相次ぐ否決を受け、直後の 6 月中旬に開催された UE 首脳会議において、発効延期を決定した。

フランスはドイツと並び UE 統合の推進役としての役目を今まで果たしてきただけに、国民投票の結果は国内だけでなく、他の UE 諸国に対して大きな衝撃を与えることとなった。

国民が UE 憲法批准に「Non」を示した理由は主に以下の2つの理由による。

(1) 拡大する UE に対する国民の懸念 ートルコの加盟問題ー

UE は、1958年にフランス、ドイツ(当時は西ドイツ)など6カ国が、人・もの・

金・サービスの自由移動を目的として設立した、欧州経済共同体を始まりとしている。 その後、イギリスなど周辺諸国が加入して規模を拡大し、UE として 1993 年に 12 カ 国でスタートした。その後も、東欧諸国などの加盟が続き、2004 年には 10 カ国が、 2007 年には 2 カ国が加盟し、2007 年 4 月現在、加盟国は 27 にのぼる。現在、域内人 口は 4 億 9,000 万人を超え、域内総生産は約 11 兆ユーロとアメリカに匹敵する。

加えて、トルコ、クロアチア、マケドニアの3カ国が加盟候補国に挙がっており、 今後も一層の拡大が予想されている。

UE 設立以降、単一通貨ユーロの導入、単一市場の導入など経済面の統合と、共通外交や安全保障政策の強化の検討など政治面の統合を進めてきたが、UE 憲法はそうした流れをさらに加速し、いわば単一の「国家」の枠組みを形成する上で必要なものと位置づけられた。

しかし、1993年に UE が 12 カ国で始まって以降、15 カ国が加盟し、しかも 2004年以降に 12 カ国 22 が加盟して規模が急激に拡大したこと、UE が非常に大きな規模となったことに対して、後に述べる雇用問題などと結びつけて不安に感じる国民が少なくなかった。

加えて、イスラム教国であることを理由に、加盟候補国であるトルコの UE への加盟に反対する国民も多い。事実、2005年の UE 憲法批准の国民投票の際、批准反対を主張する極右勢力は、「UE 憲法への Non はトルコへの Non」と国民に訴え、結果として UE 憲法を否決に追い込むことに成功した。

今回の選挙において、サルコジ候補やバイルー候補は明確に、トルコの UE 加盟に 反対の姿勢を示している。

(2) グローバル化、安い労働力の流入、脅かされる雇用

UE 拡大が市民生活に与える一番の懸念は、新規加盟国の安い労働力が国内に大量に流入してくるのではないかということだった。

表 12 で、2004 年以降、UE に加盟した東欧諸国 10 カ国とフランスとの賃金の比較を行った。

一般工職、最低賃金ともフランスと他の諸国とでは差が歴然としていることが分かる。

10 カ国の中では一番水準の高いスロベニアでもフランスの半分以下、ブルガリアに至っては10分の1以下という低い水準となっている。

これらの国々に対して、労働市場を完全に開放したら、大量の労働者が押し寄せる 上、賃金も下がるのではないか、そうした不安から国内では、労働力の自由化に反対 するデモが発生した。

2004年以降に加盟した国々からの労働者の流入については、UE 拡大に伴う混乱を 回避するため、暫定的に一定の規制

2007年加盟:ルーマニア、ブルガリア

²² 2004 年加盟:ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、リトアニア、 ラトビア、エストニア、キプロス、マルタ

を行うことが認められている。

フランス政府は、デンマーク、ベルギーなどと同様に、建設業やレストランなど人材確保が難しい業種に絞って流入を認めている。しかし、いずれは完全な労働力の自由化が求められることになるため、国内の雇用を確保しながら、いかに UE の理念に沿っていくのか、政府にとって大きな課題となっている。

表 12 各国の賃金 (一般工職、最低賃金) 比較

	一般工職	最低賃金
フランス	2,012~2,170	1,476.18
スロベニア	858	621
チェコ	555	319
ハンガリー	748	303
ポーランド	$398 \sim 716$	286
エストニア	$441 \sim 657$	232
スロバキア	534	223
リトアニア	358	193
ラトビア	$416 \sim 572$	157
ルーマニア	292	110
ブルガリア	163	99

2006年1月調査

(単位:ドル)

(出展:JETRO ホームページ)

2 UE 憲法に対する各候補の姿勢

UE憲法に対する各候補の姿勢は、ルペン候補を除く3候補は批准に前向きな姿勢を示しながらも、サルコジ候補は簡素化した UE憲法の国会での批准投票を主張し、ロワイヤル候補とバイルー候補は再び国民投票での批准を主張している。

フランスは、輪番制で担当する UE 議長国を 2008 年後半に務める予定で、それにあわせて UE 憲法の発効に向けて決着を図るべく、今後、他の加盟国と共に作業を進めていくことになる。

なぜ、統合を進めるのか。その結果、国民生活がどう豊かになるのか。具体的に国民に理解を得ながら、再び UE 統合の推進役を果たしていくことがこれからのフランスには求められている。

第5章 投票結果

第1節 第1回投票結果

1 各候補者の得票結果

第1回投票は2007年4月22日(日)、全国約85,000箇所の投票所で実施され、即日開票された。投票率は83.77%と、1965年選挙で記録した84.75%に迫る勢いで、有権者の関心の高さが明らかとなった。選挙人登録者約4,447万人のうち、約3,734万人が投票する一方、棄権率は16%と、1965年選挙の15%と並ぶ低いものとなった。

各候補者の得票率は表 13 のとおりで、事前の予想通りサルコジ候補とロワイヤル候補が、2007 年 5 月 6 日 (日) に実施される第 2 回投票に進出することとなった。

表 13

	立候補者氏名	所属政党	得票数	得票率 (%)
1	ニコラ・サルコジ	国民運動連合(UMP)	11,448,663	31.18
2	セゴレーヌ・ロワイヤル	社会党	9,500,112	25.87
3	フランソワ・バイルー	フランス民主連合 (UDF)	6,820,119	18.57
4	ジャンマリー・ルペン	国民戦線 (FN)	3,834,530	10.44
5	オリビエ・ブザンスノ	革命的共産主義者同盟(LCR)	1,498,581	4.08
6	フィリップ・ドビリエ	フランスのための運動(MPF)	818,407	2.23
7	マリージョルジュ・ブフェ	共産党	707,268	1.93
8	ドミニク・ボワネ	緑の党	576,666	1.57
9	アルレット・ラギエ	労働者の戦い	487,857	1.33
10	ホセ・ボベ	反グローバル主義運動家	483,008	1.32
11	フレデリック・ニウ	狩猟・釣り・自然・伝統党	420,645	1.15
12	ジェラルド・シバルディ	市町村による候補(労働者党)	123,540	0.34

選挙人登録者数: 44,472,363 人

(出典:憲法評議会ホームページ)

投票者数: 37,254,242 人、有効投票者数: 36,719,396 人

2 地理別の特徴

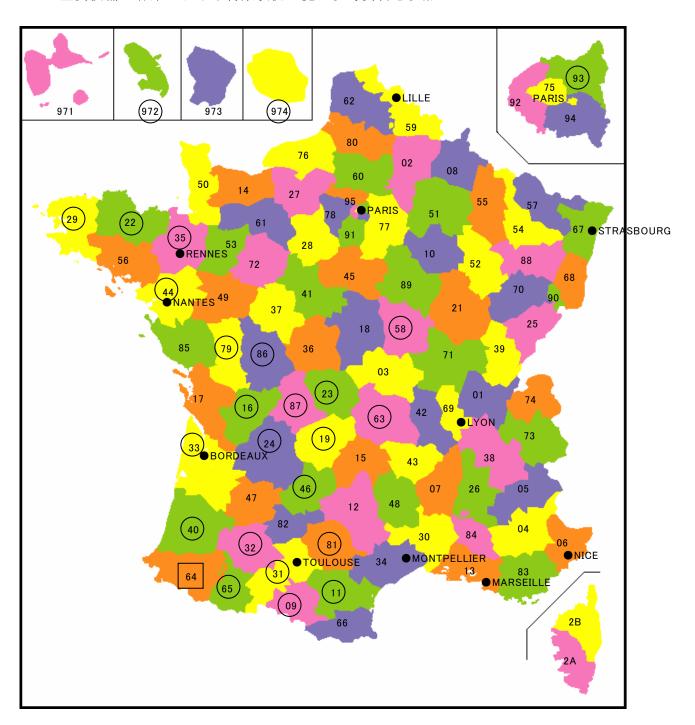
内務省発表の投票結果一覧を元に、フランス本土各県及び海外県あわせた 100 県において、ロワイヤル候補、バイルー候補が最多得票だった地域を図示したものが図 1 である。

サルコジ候補が最多得票を得たのは 74 県、ロワイヤル候補は 25 県、バイルー候補 1 県、ルペン候補 0 県であった。

サルコジ候補は全土で満遍なく得票したが、中でもルペン候補の支持者が多い地中 海沿岸地域やストラスブール市を中心としたアルザス地方に加えて、リヨン市を中心

図1 第1回投票結果

- ※ 海外領土、領土共同体を除く
- ※ ●は人口2千万人以上の都市
- ※ ○はロワイヤル候補が最も得票した県、□はバイルー候補が最も得票した県 無印は、サルコジ候補が最も得票した県
- ※ 主要候補の各県における得票状況一覧は参考資料を参照



にしたローヌ・アルプ地方、そしてパリおよびその近郊地方で特に多くの支持を集めた。 一方、ロワイヤル候補は伝統的に社会党支持者が多い西部から南西部にかけての地域で多くの支持を集めた。

バイルー候補は、地元の PYRENEES-ATLANTIQUES 県でのみ最多得票だった。 県の数でみるとサルコジ候補の圧倒的な勝利だが、パリを除く人口 2 千万以上の都 市のある県だけでみると 10 県中、4 県でロワイヤル候補が最も多く支持を集めている。 大都市周辺には、どこも低所得者層が多く住んでおり、同候補がそうした層から広 く支持を集めていることが分かる。

パリ市はサルコジ候補が 371,604 票 (35.07%)、ロワイヤル候補も 336,407 票 (31.75%) を集め、得票率以上の高い支持を得た。

3 選挙結果の特徴

(1) 左右 2 大対決

ア 両候補が勝利した要因

サルコジ候補の得票率は、シラク大統領の 1995 年選挙の第1回投票時に記録した 20.8%を大きく上回るのもので、1988 年選挙の第1回投票のミッテラン大統領の 34.1%に迫る高いものだった。

一方、ロワイヤル候補も 25.87%を獲得し、2002 年選挙の第 1 回投票で社会党候補 が 16.2%でルペン候補(16.9%)に敗れた雪辱を果たすことに成功した。

立候補者が 12 名と非常に多い第 1 回投票ではあったが、有権者が最終的には、当選する可能性がある候補者に投票を行ったこと、伝統的な右派左派対決の構図による第 2 回投票を望んだこと、などが両候補の第 2 回投票進出を実現させることになった。

イ 両候補に投票した有権者の特徴

ある出口調査結果をもとに、両候補に投票した有権者の特徴をまとめた。

サルコジ候補は、秩序、自由主義などを尊重する比較的年齢が高い層や経営者ら民間企業労働者が多く支持する一方、ロワイヤル候補は国家に大きな役割を期待する若年層や公共サービス部門労働者などの支持を得た。第2章表5に記載した、主な支持層が今回の投票でも支持したことが分かる。

表 14

区	分	年齢別	職業別	業態別
サルコジ候補		60-69 歳、70 歳以上	農業、自営業・職人、	民間企業労働者
9 10	/ コン 佚 畑		一般労働者	
D D	イヤル候補	若年層(18-24 歳)	自由業(弁護士、医	公共サービス部門
	イドル係無		師等)	労働者
		25-34 歳、35-44	ルペン候補支持者	ロワイヤル候補者
留	意 点	歳、45-59 歳では両	が多い現場労働者	は学生・失業者の支
		者拮抗	層では両者拮抗	持率も高い

(IPSOS 社調べ、2007 年 4 月 22 日、3,397 人に対し調査)

(2) 躍進した中道バイルー候補

敗れはしたものの、バイルー候補は前回 2002 年選挙の得票率 (6.83%) の 3 倍近い 18.57%を獲得し、中道票の行方が第 2 回投票に向けて大きな鍵を握る存在になった。 地域的に見ると、ブルターニュ地方やアルザス地方、中央山脈の保守地盤などで 20% 以上の高得票となった。

中道を求める国民の支持が高いことを実感したバイルー候補は早速、フランス民主連合(UDF)の名称を「民主党」に改称し、左派の一部勢力も巻き込んで6月の国民議会選挙に臨んでいくことを表明した。

(3) 前回の再現とならなかったルペン候補

一方、極右ルペン候補は前回選挙から6%以上も低い10.44%で4位に甘んじたことから決選投票に進めず、2002年選挙の再現とはならなかった。票数にして100万票あまりも失ったことになる。

原因として、同候補と同様、移民問題や治安問題で強い姿勢を示すサルコジ候補に 有権者の多くが流れたことが挙げられる。

2002年選挙でルペン候補は、移民が多いマルセイユ市など地中海沿岸地域で多くの支持を得たが、今回の選挙では、同地域において支持者の多くがサルコジ候補にまわったと見られる。

ルペン候補は第2回投票に向けて、サルコジ候補、ロワイヤル候補のどちらにも支 持をしないよう、有権者に呼びかけた。

(4) 不振を極めた左派勢力

また、社会党以外の左派候補者も不振に終わった。

特に、2002年選挙で5.25%だったボワネ候補(緑の党)は1.57%しか得票できず、ブフェ候補(共産党)も党史上最低の1.95%に沈んだ。

左派勢力は全体でも 36.44%と歴史的に低い数字(2002 年選挙は 43.89%)で、左派の退潮を示す結果となった。

4 電子投票

今回の選挙では、大統領選挙で初めて、一部地域で電子投票が行われた。

3,500 人以上の住民がいる 82 のコミューンで、150 万人の有権者が電子投票システムにより投票を行った。

投票機器はタッチパネル式で、候補者を一人選び投票すると、音が鳴って完了を知らせるという簡単なものだが、機器の不備などで混乱が生じた投票所も見られた。

このうち、ランス市では、投票機器の接続の不具合で投票開始時間が数十分遅れた。 その結果、一日中投票の順番を待つ列ができ、最長で1時間以上待つことになった。

自治体によっては、第2回投票で電子機器使用を中止することを決定したところも あった。

第2節 第2回投票に向けた動き

1 バイルー候補支持者の取り込みに向けた動き

第1回投票でバイルー候補者が 18.75%、約 680 万票を得たことで、サルコジ候補、ロワイヤル候補にとっては、いかにバイルー候補支持者の票を取り込むかが大きなポイントとなった。

特に積極的な動きを見せたのが、ロワイヤル候補だった。

分裂著しい左派勢力を全て結集しても当選の可能性がない同候補にとって、バイル ー候補との協力は不可欠だった。

このため、ロワイヤル候補は4月24日のモンペリエ市とバランス市の集会において同候補との選挙協力の可能性を求めて、バイルー氏に「左派・環境・中道」の中道左派連合の結成を呼びかけ、自身が大統領になった場合に内閣に入るよう呼びかけたほか、テレビ・ラジオで同氏との公開討論会を実現させた。

公開討論会では、経済政策などで食い違いが鮮明となったが、政党の枠組みに固執する従来の政治のあり方を批判し、サルコジ候補の当選阻止に向けて取り組んでいくことでは両者一致した。バイルー氏は4月25日、支持者に対して自主投票を指示している。

一方サルコジ候補も、UDFからの閣僚を登用する可能性を示唆したが、自分を支持しないバイルー中道派の候補者には、6月の国民議会選挙で対抗馬を立て選挙協力はしないと圧力をかけた。これが功を奏しUDF所属の国民議会議員から多くの支持を取り付けることに成功した。

2 テレビ討論会

5月2日の午後9時から両候補によるテレビ討論会が行われた。

少なくともテレビ 4 チャンネルとラジオでこの様子が放映され、フランス全人口 6,101 万人の 33% にあたる 2,010 万人以上が視聴した。

テレビ討論会は 1995 年選挙 (シラク候補とジョスパン候補) の際に行われて以来 12 年ぶりで、終了予定時刻の午後 11 時を大きく越え午後 11 時 40 分近くまで行われた。

討論会のテレビ放映にあたっては、それぞれの持ち時間が秒単位で同じになるよう 配慮されたほか、一方の候補者が話をしている時、もう一方の表情を見せないことや、 複数あるテレビカメラのうち、どのテレビカメラが映しているのか、各候補者には分 からないようにするなど、討論の様子が公平に伝えられるため様々な配慮がなされた。

(1)挑戦するロワイヤル候補と余裕で構えるサルコジ候補

ロワイヤル候補は、劣勢を挽回するため、挑戦者の立場で右派政権のこれまでの政策について現政府の批判に終始した。特に、障害児の普通学校での受け入れ体制が不十分であることに対して強い調子で非難し、明確な政策の答えがないといったこれま

での批判をかわすべく強い一面も見せた。

一方、サルコジ候補は、第1回投票の優勢を背景にそれまで「攻撃的」と捉えられていた印象を努めて抑え、極めて冷静な態度で国民に信頼を与える姿勢に終始した。

(2) 取り上げられたテーマ

ア 制度改革

公務員数について、サルコジ候補は2人の退職に対し1人のみ補充するやり方で公 務員を削減する従来の主張を展開した。

一方、ロワイヤル候補は異業種(国家公務員、地方公務員、病院公務員の間において)への配置転換などをした上で、公務員数の維持を主張した。

イ 障害児の学区の問題について

ロワイヤル候補は、障害を持つ子どもの学校での受け入れについて、現政府がとった政策を痛烈に批判した。(これは 1999 年にロワイヤル候補が教育問題担当閣外相当時、障害児を受け入れるための指導員を学校に配置する Handiscol を制定したが、2002年に与党が右派に変わって以降、中止されたことによる。)

それに対して、サルコジ候補は、障害を持つ子どもも学校で当然受け入れられるべきで、その実現に向けて司法に訴えることもできると反論した。

ウ 週35時間労働制

施行されてから7年経つ週35時間労働制は、両候補の主張の違いが最も大きく表われたテーマであった。

弱者救済に力を入れるロワイヤル候補は、週35時間労働制によりワークシェアが行われ、100万人の雇用が創出されたとし、効果をPRしたものの、今後の対応については明確なビジョンが示されなかった。

一方、サルコジ候補は、「より働けばより収入が得られる」即ち、働くものが報われる社会の実現に向け、週35時間労働制の緩和を掲げ、現状よりもっと働きやすい環境の実現を主張した。

エ 地方分権について

ロワイヤル候補は、州への権限委譲の促進や、州・県・コミューン間で生じている 権限重複の解消を主張したのに対し、サルコジ候補は地方分権に対しては特に触れな かった。

(3)テレビ討論を見た視聴者の判断

フィガロ紙5月4日付けに、どちらの候補がより説得力を持っていたか、視聴者に対して実施した調査結果が掲載されていた。

それによると、サルコジ候補がより説得力があったと感じた視聴者が 54%だったのに対し、ロワイヤル候補は 31%にとどまった。

またあわせて実施された、第2回投票でどちらの候補を支持するかとの問いには、 サルコジ候補が54.5%(4月30日時:52%)、ロワイヤル候補が45.5%(同48%) と、テレビ討論会でロワイヤル候補が劣勢を挽回できなかったことが明らかになった。

第3節 第2回投票結果

1 各候補者の得票結果

2007年5月6日(日)、第2回投票が行われ即日開票の結果、サルコジ候補が53.06%を得票し、ロワイヤル候補を破って当選を果たした。第5共和制としては、初めての戦後生まれの大統領の誕生となった。

投票率は 83.97% と第 5 共和制史上 3 番目に高いもので、第 1 回投票の投票率 (83.77%) をも上回り、有権者の関心が引き続き高いことが明らかになった。

表 15

	立候補者氏名	所属政党	得票数	得票率 (%)
1	ニコラ・サルコジ	国民運動連合	18,983,138	53.06
2	セゴレーヌ・ロワイヤル	社会党	16,790,440	46.94

選挙人登録者数:44,472,733人 (出典:憲法評議会ホームページ)

投票者数: 37,342,004 人、有効投票者数: 35,773,578 人

2 地理的な特徴

内務省発表の投票結果一覧を元に、ロワイヤル候補がサルコジ候補より多く得票した県を図示したものが図2である。

本土 96 県と海外県 4 県をあわせた 100 県のうち、サルコジ候補が最多得票を得た県は 69 県、ロワイヤル候補が最多得票を得た県は第1回投票時から 6 県増え 31 県であった。

6 県の内訳は、バイルー候補の地元である PYRENEES-ATLANIQUES 県 (64) のほか、PAS-DE-CALAIS 県 (62)、ALLIER 県 (03)、INDRE 県 (36)、そしてパリ市に隣接する VAL-DE-MARNE 県である。

3 選挙結果の特徴

(1) 手堅い選挙戦で勝利を手に入れたサルコジ候補

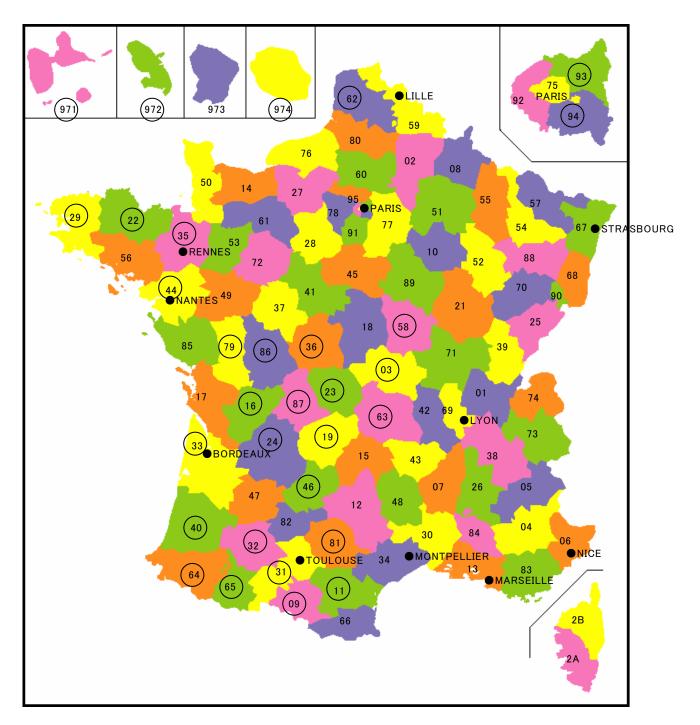
サルコジ候補は第1回投票の優位な情勢をそのまま維持し、第2回投票でも勝利を おさめた。第1回投票以降に実施された世論調査でも、常にロワイヤル候補をリード し、当選が確実視される中での、予想通りの当選であった。

今回のような右派と左派の組み合わせによる第2回投票において当選した右派候補者の得票率としては、1965年選挙の55.2%に次ぐ高いものであった。

開票作業開始後まもなく、大勢が判明しサルコジ候補は早々と勝利宣言を行った。 パリ中心部コンコルド広場には同候補の支持者数万人が集まり、サルコジ新大統領の 誕生を祝った。

図2 第2回投票結果

- ※ 海外領土、領土共同体を除く
- ※ ●は人口2千万人以上の都市
- ※ ○はロワイヤル候補が最も得票した県、無印はサルコジ候補が最も得票した県。
- ※ 両候補の各県における得票状況一覧は参考資料を参照



(2) 劣勢を挽回できなかったロワイヤル候補

一方、ロワイヤル候補は、中道のバイルー候補支持者の取込み、テレビ討論会におけるPRなど、劣勢の挽回に向けて様々試みたものの、形勢を逆転することはできなかった。

今回の敗北を受けて、早速党内からは、党の近代化を求める声や、中道勢力と結集して右派に対抗できる勢力を目指すべき、といった声が聞かれた。

こうした声に対して、ロワイヤル候補は自身がそのリーダーになる意欲があることを示した。社会党としては、6月に予定されている国民議会選挙に向けて体制を建て直すことが急務となったが、Ifop 社が実施した世論調査では、国民運動連合が 34%、社会党が 29%、フランス民主連合が 12%、国民戦線が 7%の議席を獲得する見込みと、こちらでも、社会党が国民運動連合に大きく差をつけられていることが明らかになった。

(3) バイルー票、ルペン票の行方

TNS Sofres 社が実施した調査によると、第1回投票で 18.5% を得票したバイルー候補の支持者は、第2回投票では 40%ずつ、両候補に投票した。残りの 20%は棄権であった。

バイルー候補自身は、第2回投票にあたりサルコジ候補への投票を行わないことを 明言したが、支持者はそれにとらわれることなく、投票を行った。

同様、第2回投票で棄権を呼びかけたルペン候補の有権者も、66%がサルコジ候補、 16%がロワイヤル候補に投票し、棄権したのは19%にとどまった。

(4) 反サルコジの動き

第2回投票日の午後10時過ぎ、バスティーユ広場でアンチ・サルコジ派の一部が暴徒化した。6日以降、リヨン、トゥールーズ、ナント、レンヌなどの地方都市でも発生し、車の放火や治安部隊との衝突により多数の検挙者を出す事態となった。

また、投票日以降、パリ市内の大学で一部ではサルコジ候補の掲げる改革に反対した学生によるストライキの動きも見られた。

第6章 これからのフランス

ニコラ・サルコジ新大統領は、2007年5月16日に大統領府であるエリゼ宮で就任式を行い、翌17日からフランス第5共和制第6代大統領に就任した。

新大統領は早速組閣を行い、6月に行われる国民議会議員選挙に臨む。その後に本格的に始動する事になるが今後の政権運営を円滑に行うためには、国民議会議員選挙で UMP が安定多数を得る事が必要となる。

組閣にあたっては、閣僚を左派からも登用 し、大統領選挙で右派、左派に大きく分かれ た国民を統合していこうという姿勢が見られ る。

また国民の関心が非常に高い雇用政策の 実施にあたっては、労使双方と話し合う姿 勢を見せている。

週 35 時間労働制の弾力化や、サービス ミニマム (公共サービスにおけるストライ



(出典:大統領府ホームページ)

キ時の最小限サービス確保制度)の導入など、従来の労働者の権利を奪う内容を伴う ため、いかに国民の反発を和らげながら実施していくか、慎重な政権運営が求められ ている。

1995年冬には、発足直後の当時のシラク政権が国民の痛みを伴う社会保障改革を実施しようとして、国民の大きな怒りを買い、大規模なストライキに発展したことは記憶に新しいところである。

一方、外交面においても、停滞している UE 憲法の進展に向け、積極的な姿勢を示している。16日の就任式の後には、早速ドイツに向かい、アンゲラ・メルケル首相と会談を行った。

UE の推進役として再びドイツと共にフランスが重要な役割を担うことができるかどうか、他の UE 加盟国も注視しているところである。

今回の選挙の勝敗を分けたもの、それはグローバル化が進む中、今後フランスが競争に勝ち残っていくための方策を示す事ができたか否かであった。

サルコジ新大統領が、週 35 時間労働制の柔軟化や、企業の円滑な活動の障害の一つである硬直的な労働契約体制の改革など「自由競争」が必要と訴えたのに対し、左派候補者は、ロワイヤル候補が最低保障賃金の引き上げを主張するなどの従来の高福祉型社会の維持、弱者救済に重点をおいた公約しか示す事ができなかった。

フランスでは、企業や工場などが国内の税金の高さや、他国の安い労働力を求めて 外国に移転するケースが相次いでいる。労働組合も従来のように待遇改善などを会社 に訴えていては、雇用そのものを失いかねない現状を理解し始めている。

国民もこれからフランスが生き抜いていく上で、ある程度の痛みわけも必要と認識

したことが、サルコジ大統領への投票へとつながったのであろう。

そうした意味で、従来のような左右のイデオロギー対決は今後、あまり意味をなさなくなっていくのではないか。

社会党は、ロワイヤル候補の敗退後、早速6月の国民議会議員選挙に向けて体制の 立て直しを始めたが、そこで挽回できないと今後ますますサルコジ大統領を中心とす る右派の勢いを止められなくなるだろう。

選挙で問われた、グローバル化への対応、増えつつある外国人や治安問題への対応 などは日本にとっても共通の課題である。

日本ではサルコジ大統領が掲げる自由競争社会という点ではフランスよりかなり進んでいるが、一方で国民の生活水準に格差が広がるという負の側面ももたらした。今後、フランスが両者のバランスをどのようにとりながら進んでいくのか、日本としても注目していく必要がある。

逆に外国人問題に対しては、フランスは長い歴史を持っている分、日本より先行している。批判の声も多いが、サルコジ大統領が目指す選択的移民制度や移民に対してフランス語習得の義務付けなどは、日本で外国人問題を議論するうえで一つの示唆を与えている。

流入する外国人に対して不安を抱くフランス人が多いのは事実であり、その中で自国民の利益をいかに優先していくか、しかし一方で人手不足となる分野に外国人をどう受け入れていくか、UEの理念と自国民の利益をどう共存させていくのかなど、フランスの対応が注目されるところである。

今回の選挙運動を通じては、各候補者がそれぞれ、自身あるいは所属政党の理念に 基づき、今後、5年間の社会モデルを提示した。国民はその議論を注視し、積極的に 投票を行い自らの意思を示した。そうした点で非常に民主的な選挙であった。

筆者はパリ市内で開かれたある候補者の演説会に参加する機会があった。会場には 老若男女問わず、そして肌の色も様々な多くの支援者が集まり、数千人収容の会場に 入りきれず、外に設けられた大型スクリーンで候補者の演説に聞き入る支持者も多く 見受けられた。

その表情は皆真剣で、自分たちの将来が今回の選挙にかかっているという意識がひ しひしと感じられた。加えて、会場で働くボランティアスタッフの多くが若者であっ た事も印象的であった。

サルコジ大統領のもとで、これからフランスがどう生まれ変わっていくのか?今回の争点となった雇用、UE、移民問題などを中心に引き続き注視していく必要があろう。

参考資料 1 第1回投票 主要 4 候補者得票結果 ※着色部分は当該県における最多得票数

No.	県名	選挙人	投票	有効	サルコシ゛	ロワイヤル	バイルー	ルヘ゜ン
		登録者数	者数	投票数				
1	AIN	372 899	320 859	316 598	109 211	65 449	62 119	38 873
2	AISNE	377 475	315 501	310 965	91 118	72 835	42 000	53 744
3	ALLIER	259 537	221 525	217 384	60 994	55 744	39 700	21 860
4	ALPES-DE-HAUTE -PROVENCE	118 936	102 793	101 140	30 321	25 531	16 781	11 365
5	HAUTES-ALPES	102 955	88 527	87 323	26 774	21 385	17 289	7 792
6	ALPES-MARITIMES	721 716	599 324	593 254	258 626	106 216	89 143	79 926
7	ARDECHE	235 578	204 732	201 882	55 803	50 755	37 453	22 912
8	ARDENNES	199 115	163 570	161 598	46 934	39 683	23 001	26 185
9	ARIEGE	113 831	99 202	97 658	21 400	34 179	15 370	9 491
10	AUBE	204 692	171 162	169 001	59 398	33 280	27 128	26 101
11	AUDE	254 404	219 939	216 882	57 024	66 590	30 086	28 635
12	AVEYRON	217 981	192 289	189 000	54 316	51 344	40 810	13 959
13	BOUCHES-DU -RHONE	1 260 916	1 056 954	1 044 239	<mark>357 593</mark>	248 290	157 136	144 807
14	CALVADOS	482 677	417 156	410 904	120 191	103 481	83 115	36 939
15	CANTAL	123 363	105 850	104 085	34 726	24 984	20 956	8 501
16	CHARENTE	259 756	220 168	216 748	58 769	65 730	37 157	19 833
17	CHARENTE -MARITIME	453 394	384 612	379 254	114 119	104 916	65 306	33 896
18	CHER	232 301	191 490	188 173	53 656	44 326	33 775	22 076
19	CORREZE	187 233	162 919	159 909	44 839	47 538	28 765	12 125
2A	CORSE-DU-SUD	94 555	71 477	70 445	26 443	13 836	9 144	11 212
2B	HAUTE-CORSE	111 839	84 356	83 126	30 376	19 657	9 835	12 221
21	COTE-D'OR	349 518	299 305	295 757	94 875	71 385	56 946	34 479
22	COTES-D'ARMOR	445 906	393 819	388 820	100 316	116 827	81 973	28 723
23	CREUSE	99 799	83 276	81 585	22 362	23 674	13 596	7 080
24	DORDOGNE	309 106	272 991	268 438	72 248	80 031	46 876	25 436
25	DOUBS	353 132	303 075	298 775	96 760	74 320	50 661	36 584
26	DROME	338 089	291 578	287 590	86 063	69 685	53 336	34 402

27	EURE	404 264	341 318	336 710	105 755	71 524	61 377	44 462
28	EURE-ET-LOIR	293 851	246 686	243 187	80 563	53 874	44 282	29 798
29	FINISTERE	667 662	583 484	576 869	157 307	168 411	131 177	37 600
H	GARD	488 899	421 444	416 170	126 711	97 027	65 400	64 248
31	HAUTE-GARONNE	789 194	690 638	682 255	182 008	225 769	132 091	57 621
32	GERS	140 324	124 008	122 010	31 821	38 049	24 680	10 287
33	GIRONDE	953 526	833 538	823 434	230 955	241 019	162 668	75 062
H	HERAULT	699 684	600 924	593 411	184 815	154 608	90 822	79 191
		665 646	584 655	577 236	162 372	162 903	137 432	35 974
	INDRE	177 334	150 217	147 085	39 637	36 873	26 364	17 358
	INDRE-ET-LOIRE	401 678	343 993	339 116	104 125	84 345	68 641	30 865
H	ISERE	784 199	676 859	668 058	201 815	179 413	128 983	67 423
39	JURA	187 083	161 252	158 560	46 144	35 952	29 520	21 167
40	LANDES	283 071	248 185	244 644	67 087	76 855	48 998	17 300
41	LOIR-ET-CHER	240 542	205 142	201 898	60 251	44 272	39 214	25 839
H		505 865	431 845	425 707	126 310	101 389	85 007	50 912
43	HAUTE-LOIRE	173 258	150 896	148 273	42 710	33 473	31 593	17 341
44	LOIRE-ATLANTIQUE	892 016	778 034	768 761	215 346	228 851	160 022	50 401
45	LOIRET	435 658	368 069	363 075	122 197	81 664	65 901	42 976
	LOT	132 896	118 301	116 514	28 224	37 260	23 210	8 412
	LOT-ET-GARONNE	238 999	208 463	205 413	59 914	51 813	37 930	25 682
H	LOZERE	60 016	52 670	51 925	16 517	11 799	10 950	4 900
	MAINE-ET-LOIRE	539 902	474 390	466 598	144 495	108 443	108 245	33 201
\vdash	MANCHE	371 781	320 286	315 014	100 989	67 719	65 915	28 953
H	MARNE	382 287	311 198	306 839	103 561	63 565	54 596	42 514
H	HAUTE-MARNE	142 353	118 088	116 007	36 790	23 746	17 917	19 722
	MAYENNE	220 022	192 151	188 525	60 553	42 659	44 476	14 256
	MEURTHE-ET-	220 022	102 101	100 020		42 000	77 770	14 200
54	MOSELLE	490 248	411 100	406 056	115 573	103 637	74 170	51 044
55	MEUSE	141 267	120 310	118 564	35 543	25 053	20 823	19 349
	MORBIHAN	534 901	467 329	461 409	137 510	115 949	101 406	41 629
	MOSELLE	738 889	606 898	597 931	182 782	132 024	112 502	88 556
	NIEVRE	169 334	141 674		36 711	40 954	21 544	16 714
							=: • • •	

59	NORD	1 776 070	1 435 410	1 414 740	414 543	351 223	221 217	195 624
60	OISE	536 752	448 248	442 346	145 518	94 248	70 559	66 040
61	ORNE	216 406	185 815	183 136	<mark>59 216</mark>	37 800	34 887	22 494
62	PAS-DE-CALAIS	1 078 462	890 610	875 285	224 750	221 798	119 477	140 232
63	PUY-DE-DOME	443 260	385 768	379 496	99 723	111 275	77 146	31 102
64	PYRENEES- ATLANTIQUES	474 672	413 823	408 903	101 954	107 582	121 074	25 185
65	HAUTES-PYRENEES	176 279	152 798	150 633	34 280	46 510	35 270	11 618
66	PYRENEES- ORIENTALES	314 769	267 591	263 862	84 952	65 486	37 485	37 494
67	BAS-RHIN	717 337	596 047	587 844	213 050	100 233	131 484	77 555
68	HAUT-RHIN	506 877	419 884	413 421	149 334	71 050	82 855	58 177
69	RHONE	1 037 635	896 454	887 277	311 204	211 736	185 528	80 674
70	HAUTE-SAONE	179 506	153 871	151 088	45 990	35 458	22 010	24 894
71	SAONE-ET-LOIRE	408 946	342 267	336 246	100 475	86 741	61 289	38 975
72	SARTHE	401 328	341 008	333 924	96 903	85 077	61 200	34 994
73	SAVOIE	287 948	248 278	244 865	81 109	53 447	49 138	26 325
74	HAUTE-SAVOIE	472 822	404 056	398 932	149 415	74 808	88 107	38 776
75	PARIS	1 221 993	1 068 274	1 059 541	371 604	336 407	219 660	48 481
76	SEINE-MARITIME	873 585	728 952	718 317	204 170	186 140	123 248	82 333
77	SEINE-ET-MARNE	802 133	684 951	676 526	226 884	161 002	126 933	75 584
78	YVELINES	894 380	781 884	774 414	291 648	178 943	169 312	56 867
79	DEUX-SEVRES	269 277	234 278	229 121	60 847	77 655	43 418	13 256
80	SOMME	410 269	345 897	340 826	94 514	84 835	48 694	48 958
81	TARN	276 354	244 342	240 326	64 756	70 425	45 128	25 423
82	TARN-ET-GARONNE	165 833	145 968	143 871	41 287	38 503	25 082	17 956
83	VAR	716 795	598 281	591 490	235 068	110 659	90 550	82 292
84	VAUCLUSE	370 625	316 193	312 145	101 853	66 955	48 263	51 648
85	VENDEE	464 249	409 150	402 532	119 640	87 244	83 626	25 991
86	VIENNE	299 185	256 618	252 554	70 350	73 633	48 001	21 089
87	HAUTE-VIENNE	265 865	230 676	225 765	56 671	71 025	40 087	19 320
88	VOSGES	288 720	245 336	241 020	70 018	54 882	42 703	37 749
89	YONNE	245 539	205 734	202 854	65 483	42 014	35 434	28 873

90	TERRITOIRE-DE- BELFORT	93 779	79 081	77 872	23 356	19 471	11 894	11 527
91	ESSONNE	742 932	646 909	639 823	201 596	174 519	130 961	55 358
92	HAUTS-DE-SEINE	904 665	786 507	778 300	297 836	202 149	165 812	43 025
93	SEINE-SAINT-DENIS	708 171	587 920	580 643	155 887	198 180	97 058	52 518
94	VAL-DE-MARNE	745 956	638 232	631 148	200 836	183 058	124 697	46 119
95	VAL-D'OISE	675 114	578 980	571 892	185 134	158 743	108 642	52 610
971	GUADELOUPE	303 311	179 365	167 888	71 568	64 261	14 292	5 335
972	MARTINIQUE	287 465	169 584	159 378	53 825	77 266	13 715	3 367
973	GUYANE	62 526	36 743	35 428	14 650	11 526	4 431	1 953
974	REUNION	510 558	370 719	357 965	89 800	165 464	47 574	17 469
975	SAINT-PIERRE-ET- MIQUELON	4 923	3 106	2 748	685	<mark>732</mark>	633	184
976	MAYOTTE	64 440	29 812	24 852	7 574	6 943	6 379	1 049
986	WALLIS-ET-FUTUNA	11 166	7 208	7 176	3 125	2 832	804	86
988	NOUVELLE- CALEDONIE	146 068	91 596	89 761	44 650	21 296	7 942	5 091
987	POLYNESIE- FRANCAISE	167 593	115 843	114 714	51 883	47 817	8 199	2 175
98	FRANCAIS DE L'ETRANGER	822 944	331 681	329 201	126 703	98 498	70 908	10 771
	TOTAL	44 472 834	37 254 242	36 719 396	11 448 663	9 500 112	6 820 119	3 834 530

(出典:憲法評議会ホームページ)

参考資料 2 第 2 回投票結果 ※着色部分は当該県における最多得票数

		選挙人	投票	有効	11 11 = >>				
No.	県名	登録者数	者数	投票者数	サルコ	ジ	ロワイヤ	ル	
1	AIN	372 951	319 523	305 853	185 174	60,54%	120 679	39,46%	
2	AISNE	377 467	317 396	303 008	161 670	53,36%	141 338	46,64%	
3	ALLIER	259 503	220 677	209 868	102 426	48,80%	107 442	51,20%	
4	ALPES-DE-HAUTE -PROVENCE	118 928	103 788	99 044	52 684	53,19%	46 360	46,81%	
5	HAUTES-ALPES	103 043	89 694	85 619	45 951	53,67%	39 668	46,33%	
6	ALPES-MARITIMES	721 912	606 764	586 289	399 120	68,08%	187 169	31,92%	
7	ARDECHE	235 544	203 934	194 535	100 414	51,62%	94 121	48,38%	
8	ARDENNES	199 104	165 433	158 049	84 607	53,53%	73 442	46,47%	
9	ARIEGE	113 782	99 563	95 077	38 449	40,44%	56 628	59,56%	
10	AUBE	204 735	171 773	164 176	101 291	61,70%	62 885	38,30%	
11	AUDE	254 384	220 228	210 323	101 128	48,08%	109 195	51,92%	
12	AVEYRON	217 855	192 585	183 815	93 433	50,83%	90 382	49,17%	
13	BOUCHES-DU -RHONE	1 260 808	1 069 368	1 029 310	597 318	58,03%	431 992	41,97%	
14	CALVADOS	482 675	414 393	397 609	203 583	51,20%	194 026	48,80%	
15	CANTAL	123 322	106 618	102 189	56 981	55,76%	45 208	44,24%	
16	CHARENTE	259 795	222 344	212 989	100 357	47,12%	112 632	52,88%	
17	CHARENTE -MARITIME	453 387	388 229	372 389	193 372	51,93%	179 017	48,07%	
18	CHER	232 240	193 636	183 770	94 447	51,39%	89 323	48,61%	
19	CORREZE	187 179	164 528	156 457	73 548	47,01%	82 909	52,99%	
2A	CORSE-DU-SUD	94 554	73 997	71 093	43 844	61,67%	27 249	38,33%	
2B	HAUTE-CORSE	111 875	88 224	84 887	49 927	58,82%	34 960	41,18%	
21	COTE-D'OR	349 541	302 194	288 977	162 217	56,13%	126 760	43,87%	
22	COTES-D'ARMOR	445 750	394 042	379 199	168 622	44,47%	210 577	55,53%	
23	CREUSE	99 791	84 757	80 818	37 775	46,74%	43 043	53,26%	
24	DORDOGNE	309 001	273 749	261 551	121 947	46,62%	139 604	53,38%	
25	DOUBS	353 154	306 240	292 079	162 972	55,80%	129 107	44,20%	
26	DROME	338 120	290 776	277 866	152 482	54,88%	125 384	45,12%	

27	EURE	403 691	343 416	328 396	188 416	57,37%	139 980	42,63%
28	EURE-ET-LOIR	293 844	249 003	238 053	138 452	58,16%	99 601	41,84%
29	FINISTERE	667 354	582 964	560 440	258 614	46,14%	301 826	53,86%
30	GARD	488 820	421 299	402 938	226 132	56,12%	176 806	43,88%
31	HAUTE-GARONNE	789 412	684 392	656 887	299 062	45,53%	357 825	54,47%
32	GERS	140 283	124 572	118 878	56 457	47,49%	62 421	52,51%
33	GIRONDE	953 649	826 882	791 916	382 366	48,28%	409 550	51,72%
34	HERAULT	699 652	600 184	576 531	311 465	54,02%	265 066	45,98%
35	ILLE-ET-VILAINE	665 677	582 202	558 535	265 929	47,61%	292 606	52,39%
36	INDRE	177 331	151 359	143 139	71 321	49,83%	71 818	50,17%
37	INDRE-ET-LOIRE	401 748	346 227	331 420	174 646	52,70%	156 774	47,30%
38	ISERE	784 163	671 093	643 386	335 314	52,12%	308 072	47,88%
39	JURA	187 165	161 792	153 785	84 605	55,02%	69 180	44,98%
40	LANDES	282 988	248 153	237 849	112 211	47,18%	125 638	52,82%
41	LOIR-ET-CHER	240 584	205 510	195 333	109 232	55,92%	86 101	44,08%
42	LOIRE	505 913	426 888	407 069	221 648	54,45%	185 421	45,55%
43	HAUTE-LOIRE	173 262	149 885	142 171	77 086	54,22%	65 085	45,78%
44	LOIRE-ATLANTIQUE	892 230	771 863	741 021	349 366	47,15%	391 655	52,85%
45	LOIRET	435 575	371 776	355 021	207 861	58,55%	147 160	41,45%
46	LOT	132 881	118 603	113 339	49 380	43,57%	63 959	56,43%
47	LOT-ET-GARONNE	238 952	208 312	198 777	107 261	53,96%	91 516	46,04%
48	LOZERE	59 991	52 838	50 407	28 100	55,75%	22 307	44,25%
49	MAINE-ET-LOIRE	540 056	469 527	447 551	242 330	54,15%	205 221	45,85%
50	MANCHE	371 790	318 603	304 520	171 038	56,17%	133 482	43,83%
51	MARNE	382 293	313 648	299 016	177 028	59,20%	121 988	40,80%
52	HAUTE-MARNE	142 345	118 995	112 916	66 782	59,14%	46 134	40,86%
53	MAYENNE	219 951	190 472	181 857	100 844	55,45%	81 013	44,55%
54	MEURTHE-ET-	490 176	407 928	390 168	199 441	51,12%	190 727	48,88%
34	MOSELLE	430 170	407 928	390 100	133 441	J1,12/0	190 727	40,00%
55	MEUSE	141 227	119 369	113 652	64 701	56,93%	48 951	43,07%
56	MORBIHAN	534 904	465 991	446 138	228 053	51,12%	218 085	48,88%
57	MOSELLE	738 923	602 730	575 230	325 371	56,56%	249 859	43,44%
58	NIEVRE	169 340	143 168	136 566	64 308	47,09%	72 258	52,91%

59	NORD	1 776 605	1 456 277	1 394 185	721 506	51,75%	672 679	48,25%
60	OISE	536 646	453 307	433 618	252 728	58,28%	180 890	41,72%
61	ORNE	216 339	184 475	176 275	101 634	57,66%	74 641	42,34%
62	PAS-DE-CALAIS	1 078 402	897 261	855 671	410 398	47,96%	445 273	52,04%
63	PUY-DE-DOME	443 310	384 474	366 774	168 859	46,04%	197 915	53,96%
64	PYRENEES- ATLANTIQUES	475 022	411 927	391 512	186 013	47,51%	<mark>205 499</mark>	52,49%
65	HAUTES-PYRENEES	176 248	152 606	145 723	62 127	42,63%	83 596	57,37%
66	PYRENEES- ORIENTALES	314 805	267 988	256 827	143 043	<mark>55,70%</mark>	113 784	44,30%
67	BAS-RHIN	717 570	599 690	574 217	376 567	65,58%	197 650	34,42%
68	HAUT-RHIN	506 854	424 033	404 888	264 757	65,39%	140 131	34,61%
69	RHONE	1 037 922	884 920	850 606	485 628	57,09%	364 978	42,91%
70	HAUTE-SAONE	179 409	155 319	146 817	81 919	55,80%	64 898	44,20%
71	SAONE-ET-LOIRE	408 850	344 817	328 050	173 844	52,99%	154 206	47,01%
72	SARTHE	401 318	338 321	322 200	162 465	50,42%	159 735	49,58%
73	SAVOIE	288 079	245 194	234 291	134 304	57,32%	99 987	42,68%
74	HAUTE-SAVOIE	472 858	400 243	383 048	241 466	63,04%	141 582	36,96%
75	PARIS	1 222 231	1 055 532	1 020 002	511 920	50,19%	508 082	49,81%
76	SEINE-MARITIME	873 623	738 271	707 162	354 988	50,20%	352 174	49,80%
77	SEINE-ET-MARNE	801 895	680 359	652 572	367 080	56,25%	285 492	43,75%
78	YVELINES	893 701	770 145	740 923	435 014	58,71%	305 909	41,29%
79	DEUX-SEVRES	269 097	236 020	226 678	102 474	45,21%	124 204	54,79%
80	SOMME	410 186	349 066	333 597	168 317	50,46%	165 280	49,54%
81	TARN	276 335	243 815	232 354	114 518	49,29%	117 836	50,71%
82	TARN-ET-GARONNE	165 795	145 708	139 472	73 925	53,00%	65 547	47,00%
83	VAR	716 810	606 058	583 413	382 344	65,54%	201 069	34,46%
84	VAUCLUSE	370 704	318 223	304 230	184 714	60,72%	119 516	39,28%
85	VENDEE	464 228	405 307	386 740	220 680	57,06%	166 060	42,94%
86	VIENNE	299 239	258 775	247 108	120 079	48,59%	127 029	51,41%
87	HAUTE-VIENNE	265 881	232 072	219 813	96 295	43,81%	123 518	56,19%
88	VOSGES	288 654	243 164	229 758	125 734	54,72%	104 024	45,28%
89	YONNE	245 501	206 567	196 712	115 458	58,69%	81 254	41,31%

90	TERRITOIRE-DE- BELFORT	93 766	80 166	75 967	41 660	54,84%	34 307	45,16%
91	ESSONNE	743 090	638 434	612 822	319 170	52,08%	293 652	47,92%
92	HAUTS-DE-SEINE	905 058	777 472	748 762	416 666	55,65%	332 096	44,35%
93	SEINE-SAINT-DENIS	708 163	583 909	564 542	245 337	43,46%	319 205	56,54%
94	VAL-DE-MARNE	746 130	630 817	607 491	302 513	49,80%	304 978	50,20%
95	VAL-D'OISE	675 274	572 186	550 755	288 062	52,30%	262 693	47,70%
971	GUADELOUPE	303 222	198 537	187 897	92 387	49,17%	95 510	50,83%
972	MARTINIQUE	287 518	189 125	179 318	70 796	39,48%	108 522	60,52%
973	GUYANE	62 727	39 810	38 265	20 311	53,08%	17 954	46,92%
974	REUNION	511 033	394 482	381 038	138 807	36,43%	242 231	63,57%
975	SAINT-PIERRE-ET- MIQUELON	4 923	3 683	3 521	1 378	39,14%	2 143	60,86%
976	MAYOTTE	64 476	30 663	29 604	11 829	39,96%	17 775	60,04%
986	WALLIS-ET-FUTUNA	11 163	7 758	7 706	3 866	50,17%	3 840	49,83%
987	NOUVELLE- CALEDONIE	146 007	99 483	97 388	61 331	62,98%	36 057	37,02%
988	POLYNESIE- FRANCAISE	167 577	125 138	123 429	64 055	51,90%	59 374	48,10%
99	FRANCAIS DE L'ETRANGER	821 919	346 310	340 093	<mark>183 613</mark>	53,99%	156 480	46,01%
	TOTAL	44 472 733	37 342 004	35 773 578	18 983 138	53,06%	16 790 440	46,94%

(出典:憲法評議会ホームページ)

参考文献

(書籍)

『現代フランス選挙政治』土倉莞爾著 ナカニシヤ出版 2000年5月 『現代フランスの政治と選挙』増田 正著 芦書房 2001年1月 『解説 世界憲法集 第4弾』樋口陽一、吉田善明編 三省堂 2001年10月 『フランスの地方自治』自治体国際化協会 2002年1月 『仏和・和仏自治用語辞典』自治体国際化協会 2002年3月 『シラクのフランス』軍司泰史著 岩波書店 2003年9月 『沸騰するフランス』及川健二著 花伝社 2006年10月 『新解説世界憲法集』初宿正典、辻村みよ子編 三省堂 2006年11月 『移民社会フランスの危機』宮島 喬 岩波書店 2006年11月 『フランスの選挙』山下 茂著 第一法規 2007年3月

(ホームページ)

内務省 http://www.interieur.gouv.fr/

憲法評議会 http://www.conseil-constitutionnel.fr/

上院 http://www.senat.fr/

国民議会 http://www.assemblee-nationale.fr/ 国民運動連合 http://www.u-m-p.org/site/index.php

社会党 http://www.parti-socialiste.fr/ フランス民主連合 http://www.udf.org/index.html 国民戦線 http://www.frontnational.com/

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 http://www.jil.go.jp/index.htm 日本貿易振興機構 http://www.jetro.go.jp/indexj.html

(その他資料)

Figaro 紙

Le Monde 紙

朝日新聞

日本経済新聞

読売新聞

(執筆者)

監修 所 長 四方 和幸

次 長 多木 洋一

次 長 荒木 誠

担当 所長補佐 那須野 秀和